

第 2 分 科 会 (No. 6)

1 日 時 令和 7 年 3 月 1 8 日 (火)

午前 1 0 時 0 0 分 開会

午前 1 1 時 5 8 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

午後 3 時 0 2 分 閉会

2 場 所 第 1 委員会室

3 出席委員 (19 人)

主 査	伊 藤 淳 一	副 主 査	小 宮 けい子
委 員	宮 崎 吉 輝	委 員	中 村 義 雄
委 員	吉 田 幸 正	委 員	西 田 一
委 員	金 子 秀 一	委 員	立 山 幸 子
委 員	小 松 みさ子	委 員	松 岡 裕一郎
委 員	岡 本 義 之	委 員	森 本 由 美
委 員	中 村じゅん子	委 員	山 田 大 輔
委 員	宇 土 浩一郎	委 員	小 宮 良 彦
委 員	有 田 絵 里	委 員	柳 井 誠
委 員	本 田 一 郎		
(委 員 長	吉 村 太 志	副 委 員 長	渡 辺 修 一)

4 欠席委員 (1 人)

委 員 高 橋 都

5 出席説明員

子ども家庭局長	小笠原 圭 子	子ども家庭部長	右 田 圭 子
総務企画課長	井 上 智 史	こども政策推進担当課長	村 上 奈津美
こども施設企画課長	鈴 木 修	運営給付担当課長	吉 田 佳 子
認定管理担当課長	石 松 亨 介	子育て支援部長	緒 方 克 也
子育て支援課長	児 森 圭 介	母子保健担当課長	中 原 尚 子
こども若者育成課長	酒 井 俊 哉	居場所づくり担当課長	北 崎 賢

子ども総合センター所長 安 部 聡 子 子ども総合センター次長 藤 田 浩 介
 児童虐待対策担当課長 赤 塚 直 人 外 関 係 職 員

6 事務局職員

書 記 岩 瀬 美 咲 書 記 嶋 田 裕 文

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第1号 令和7年度北九州市一般会計予算のうち所管分	議案の審査を行った。
2	議案第13号 令和7年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	
3	議案第38号 北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について	
4	議案第39号 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	
5	議案第41号 北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について	
6	議案第42号 北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について	

8 会議の経過

○主査（伊藤淳一君）開会いたします。本日は、子ども家庭局関係議案の審査を行います。

議案第1号のうち所管分、13号、38号、39号、41号及び42号の以上6件を一括して議題といたします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑といたします。

当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いいたします。なお、議案説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。子ども家庭局長。

○子ども家庭局長 おはようございます。委員の皆様におかれましては、日頃から子ども家庭行政の推進に御協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

子ども家庭局の令和7年度当初予算の編成に当たりましては、こどもまんなか社会の実現に向けて、5つの柱に沿って重点的に取り組むこととしております。

まず1つ目が、働く親に対する支援の充実、2つ目に、保育の受入れ体制の充実、3つ目

に、切れ目のない母子保健、医療体制の確保、4つ目に、新たな子どもの居場所づくり、5つ目に、こどもまんなかcityの推進の5つの柱で進めることとしております。

詳しくは、子ども家庭部長から御説明いたします。

今後とも、子ども・子育て支援に関する施策をさらに充実、強化してまいりたいと考えております。引き続き、委員の皆様の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

○主査（伊藤淳一君） 子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 それでは、令和7年2月議会提出議案のうち、子ども家庭局所管分につきまして、お手元タブレットに配付の資料に基づき御説明いたします。

初めに、令和7年度当初予算について御説明いたします。なお、説明に当たりましては、金額は万円単位とさせていただきます。

タブレットに配付しております資料、令和7年2月議会予算特別委員会資料2ページを御覧ください。

令和7年度当初予算のうち、子ども家庭局所管分は、一般会計、特別会計合わせて子ども家庭局総計の欄、一番下にございますが、こちらの欄のとおり、合計で815億9,901万円で、前年度と比べ、55億8,544万円の増となっております。

次に、一般会計の歳入につきまして、目ごとに主な項目に絞って説明いたします。

資料3ページを御覧ください。

16款1項2目子ども家庭費負担金は5億6,160万円で、前年度に比べ、1億6,667万円の減となっております。これは、民間保育所入所負担金の減などによるものでございます。

17款1項3目子ども家庭費使用料は1億1,108万円で、前年度に比べ、483万円の減となっております。これは、公立保育所使用料の減などによるものでございます。

18款1項2目子ども家庭費国庫負担金は336億2,439万円で、前年度に比べ、52億2,070万円の増となっております。これは、児童手当の増などによるものでございます。

18款2項3目子ども家庭費国庫補助金は36億8,268万円で、前年度に比べ、1億205万円の増となっております。これは、子ども・子育て支援交付金の増などによるものでございます。

19款1項2目子ども家庭費県負担金は88億6,589万円で、前年度に比べ、3億3,626万円の増となっております。これは、施設型給付の増などによるものでございます。

19款2項3目子ども家庭費県補助金は29億9,749万円で、前年度に比べ、195万円の増となっております。

22款2項15目SDGs未来基金繰入金は1億9,203万円で、前年度に比べ、1億4,759万円の増となっております。これは、保育人材雇用支援事業の増などによるものです。

資料の4ページを御覧ください。

25款1項3目子ども家庭債は4億450万円で、前年度に比べ、6,610万円の増となっております。これは、青少年施設老朽化対策事業の増などによるものです。

以上、一般会計のうち、子ども家庭局所管分の歳入合計は506億6,561万円で、前年度に比べ、56億7,890万円の増となっております。

資料5ページを御覧ください。

続きまして、一般会計の歳出について、目ごとに説明いたします。

4款1項1目職員費は50億1,399万円で、前年度に比べ、1億1,178万円の減となっております。

4款2項1目子ども家庭総務費は85億7,241万円で、前年度に比べ、2億9,707万円の減となっております。これは、子育てのための施設等利用給付事業経費の減などによるものでございます。

資料6ページを御覧ください。

4款2項2目子ども家庭支援費は607億4,905万円で、前年度に比べ、58億3,128万円の増となっております。これは、施設型給付経費の増や児童手当の増などによるものでございます。

資料7ページを御覧ください。

4款2項3目母子保健医療費は64億951万円で、前年度に比べ、1,221万円の減となっております。

4款2項4目青少年費は6億1,546万円で、前年度に比べ、1億873万円の増となっております。これは、青少年施設老朽化対策事業経費の増などによるものです。

以上、一般会計予算のうち、子ども家庭局所管分の歳出合計は813億7,461万円で、前年度に比べ、55億2,144万円の増となっております。

資料の8ページを御覧ください。

こちらに、複数年度にわたり実施する事業につきまして、債務負担行為を設定しております。対象となる事業については、資料に記載のとおりでございます。

資料9ページを御覧ください。

続きまして、議案第13号、令和7年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について御説明いたします。

母子父子寡婦福祉資金特別会計は、独り親家庭や寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて、その扶養している子供の福祉増進のために、修学資金などの資金貸付けを行う特別会計でございます。予算合計は2億2,440万円で、前年度に比べ、6,400万円の増となっております。

最後に条例議案につきまして御説明いたします。

資料10ページを御覧ください。

まず、議案第38号、北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について御説明いたします。

児童福祉法の一部改正により乳児等通園支援事業、通称でこども誰でも通園制度と言ってお

ります。こちらは、新たに市町村による認可事業として位置づけられることとなりました。これに伴いまして、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について条例で定めるものでございます。なお、条例制定に当たりましては、国から示された基準に従い、または参酌して定めましたが、1歳児の保育従事者の配置基準等、一部市独自の基準も設けております。

資料12ページを御覧ください。

次に、議案第39号、北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について御説明いたします。

児童福祉施設及び家庭的保育事業等における運営の基準につきましては、国が定める基準に従い、条例で定めるものとされております。このたび、栄養士法が改正されたことにより、各条例の関係規定を改めるものでございます。

資料14ページを御覧ください。

次に、議案第41号、北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について御説明いたします。

幼保連携型以外の認定こども園の認定の要件につきましては、国が定める基準告示を参酌して条例で定めるものとされております。先ほど御説明いたしました議案第39号と同様、栄養士法の改正によりまして、関係規定を改めるものでございます。

資料15ページを御覧ください。

次に、議案第42号、北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について御説明いたします。

北九州市では、子ども・子育て支援法に基づき、北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例を制定し、市町村からの質問等に虚偽の報告等をした者に対する過料を定めておりますが、このたびの子ども・子育て支援法の一部改正を受け、関係規定を改めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和7年2月議会提出議案のうち、子ども家庭局所管分の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○主査（伊藤淳一君） これより質疑に入ります。質疑は会派ごとに持ち時間の範囲内で議題に関する事項とし、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質疑はありませんか。日本共産党、宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） 皆さんおはようございます。日本共産党の宇土浩一郎です。よろしくお願ひいたします。

まず、学童保育のクラブについて、1点伺います。そして2点目に、18歳までの医療費の完全無料化について伺います。

まずは、学童保育についてです。

学童保育の運営委員長から相談を受けました。その学童保育には、2人の中国人の小学生が通っています。2人は、全然日本語が話せないため、子ども家庭局に通訳の件で相談したところ、子ども家庭局からは断られたそうです。しかし、学校では、週3回通訳の方が来ているそうです。教育委員会がこのように対応しているのに、なぜ、子ども家庭局は教育委員会のように対応できないのか、この学童保育クラブは、今まで実費で通訳を雇っていたと聞きました。まず、答弁を求めます。

続いて、18歳までの医療費の完全無料化についてです。

こどもまんなかと言うなら、18歳までの医療費の完全無料化こそ実現すべきです。小学校では1,200円、中学校、高校では1,600円かかっています。安心して子供を病院に連れていくことが必要です。お金がないから、病院に行くのを控えることがないようにすべきです。答弁を求めます。

○主査（伊藤淳一君） 居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長 まず、放課後児童クラブの中国人のお子さんの件についてお答えします。

ある運営委員長から、日本語が全く話せない中国のお子さんが来られたということで、利用希望があって、何か支援策はないかということで御相談を受けたところでございます。

我々としては、日本語、中国語ができる人材を探すべく、国際交流協会や北九州市立大学の留学生、あとYMCAですね、そちらに人材を紹介していただいたところです。そして、運営委員長に引き継いで、こういった人材の方がおられますということで、ただ、その方から子ども家庭局から報酬を払えないかというようなお話はございました。ただ、臨時のアルバイトと同じ扱いでありまして、それぞれのクラブで負担すべきと考えますということで御回答しております。

また、萩ケ丘、あ、すみません。特定のクラブの名前を言いましたが、そのクラブにつきましては余剰金もありますので、クラブ負担でということでお願いした次第です。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 子ども医療費の完全無料化についてお答えいたします。

安心して子供を産み育てることのできる環境づくりのために、子ども医療費支給制度が果たしていた役割は大変重要と考えておりまして、これまで段階的に助成内容を充実し、対象年齢の拡充や所得制限の廃止等を行ってまいりました。

直近では令和3年4月に、県の助成対象の拡充に合わせまして通院の助成対象を中学生までに拡充し、令和4年4月からは、北九州市独自で通院及び入院の助成対象を高校生まで拡充しております。この拡充によりまして、出生から高校3年生までの18年間で軽減される保護者負担は約55万円となり、保護者にとって一定の負担軽減につながっているものと考えております。

委員が御指摘の子ども医療費の完全無料化は、方向性は望ましいと考えておりますが、これによりまして、新たに必要となる財源は約10.3億円と試算しております。この財源につきましては、県の補助では高校生が対象とされておらず、今以上の補助金の増額が見込めない中、全て市の一般財源で賄う必要がございます。

制度の拡充に当たりましては、持続可能で安定的な制度とするための財源確保が必要でございます。引き続き財源確保策を含め、研究すべき課題と認識しております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） 障害児加算のように、こういう場合にも加算をつけるべきではありませんか。答弁を求めます。

○主査（伊藤淳一君） 居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長 先ほどもちょっと申し上げましたが、クラブにつきましては、クラス単位で雇われる職員の人件費というのは、そこは支給しているということになっております。その中でアルバイトが発生したというところで、やはりクラブで対応していただくのが妥当かと考えております。

あと、先ほど申し上げましたが、余剰金というのがございまして、これは、クラブの何か突発の事項に対応するような、そういったお金として認めておるようなお金もございます。それも使ってくださいということで、もうかなりの数やり取りさせていただいて、こちらも現地まで行きまして、説明もさせていただいてというような対応させていただいたところです。

それで、引き続きお困りということがありましたら、また、対応させていただきたいとは考えております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） 放課後児童対策パッケージ2025年、令和6年12月、こども家庭庁・文部科学省の資料で次のように述べています。

特別な配慮を必要とする児童への対応で、地域によって日本語能力が十分でない児童が多く来所することもあることから、自治体や放課後児童クラブに対して、学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子ども教室との間の連携のほか、必要に応じ、専門機関・施設や要保護児童対策地域協議会等の関係機関との連携を促すこととありますが、教育委員会と子ども家庭局との連携は取れているのでしょうか。

○主査（伊藤淳一君） 居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長 今回の件に限らずですが、委員のおっしゃる障害のお子さんとかの件は、これはもう学校と連携させていただいております。それで我々のところに、要は退職校長の職員もおりまして、学校とそういった学童をつなぐような役割も果たさせていただいているようなところでございます。

それと、来年も引き続きそういった学校との連携というのは続けていきたいと考えております。まさに大事な部分でありますので、丁寧にやらせていただきたいと思います。と思っています。

○主査（伊藤淳一君） 宇土委員。

○委員（宇土浩一郎君） 放課後児童クラブの要望をよく聞いて、対応すべきです。次に進みます。

医療費完全無料化について質問します。第2質問します。

福岡市では、小学校、中学校、高校までで500円です。福岡市より進めて、完全無料化すべきです。けれども、今さっき言われたように、財源がかなりかかると聞きましたので、なかなか難しいのではないかなと思いますが、この問題は長年訴えていることで、そして多くの子育て世代の方々も望んでいることなので、早く18歳までの医療費の完全無料化、実現するために強く求めて終わります。

○主査（伊藤淳一君） ここで副主査と交代いたします。

（主査と副主査が交代）

○副主査（小宮けい子君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 私から2つ用意していたんですけど、1つは45号に関するところで、1つに絞って質問いたします。

放課後児童クラブに関してですけれども、来年度の予算計上で、放課後児童クラブに関しては長期休暇等の利用者支援事業とか、あるいは処遇改善等の事業が計上されております。

放課後児童クラブ事業に関して監査報告書が出ておりますので、それについてちょっと御質問したいと思います。

監査報告書を見てみますと、放課後児童クラブは市内130か所にあり、市の委託により、クラブ運営団体が事業を実施していると。令和2年度包括外部監査において、放課後児童クラブが有する多額の余剰金は不正の温床になりやすいため、余剰金残高の精査を行い、必要に応じて保護者負担金の軽減や利用料見直しを検討することが望ましい旨の意見があった。令和5年度末の余剰金総額を確認したところ、包括外部監査の対象であった令和元年度末の余剰金総額と比べて増加しており、改善が進んでいない状況が見受けられたとあります。

また、余剰金の精査を十分に行っておらず、市が定めた上限額を超える余剰金を持つクラブが複数あり、当該クラブに対する具体的な指導が十分でなかった。余剰金はクラブ運営団体が所有するものであるが、多額の余剰金が生じている状況は、市の事業として望ましいものではないことから、必要以上の余剰金が生じないよう、各クラブの余剰金の精査を十分に行い、より適切なクラブ運営の指導に努められたい。

こういうふうに報告書が指摘しておりますけれども、この報告書についての対応をどのようにされてきたのか、説明をお願いしたいと思います。

○副主査（小宮けい子君） 居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長 それでは、余剰金についてお答えいたします。

放課後児童クラブにつきましては、クラブの規模によりまして、一定額の余剰金というのを認めてございます。余剰金といいますのは、翌年度の当座の活動資金ということで、それに充てます繰越金、それと非常の補修とかに充てます積立金ということで、認めておるところでございます。

委員のおっしゃる今回の御指摘なんですが、これにつきましては、14の放課後児童クラブにつきまして、おっしゃるとおり、基準以上にたまったものがあったということで、我々継続して、もちろん対応はしておったんですが、それにつきまして今回個別に対応いたしまして、1つのクラブからは、積極的に設備投資に使わせていただきますという回答いただいております。また、あるクラブにつきましては、クラブの中でしっかりとお話をされて、こういった設備投資がいいかというところで、それに充てたいということをお話をいただいております。

それで、今後5年かけまして、こういった状態というのを解消していきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○副主査（小宮けい子君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） ありがとうございます。

この監査報告書が指摘する、当該クラブに対する具体的な指導が十分ではなかったという指摘について、これはどうなんですか。

○副主査（小宮けい子君） 居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長 前回の令和2年の監査の際に、その後、各クラブにつきましては同等の趣旨の通知を発出させていただいております。

その後、我々、各個別の監査ということで、もともとが委託契約というところで、監査もちょっと疑義があるところではあったんですが、それでもしっかりとした目を入れていくべきだということで、我々対応させていただいたところであります。ただ、コロナ等も挟みまして、その活動というのが鈍化したところは否めないところがございます。

そこら辺の御指摘を受けたと考え、反省しておるところでございます。今後、繰り返しになりますが、5年かけまして、この状況の解消というのをしていきたいと考えております。以上でございます。

○副主査（小宮けい子君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 私は、クラブの余剰金は必要だと思うんですね。この監査の中に、最後に、必要以上の余剰金が生じないようという指摘があるんですけど、この必要以上というのは、どういう解釈をすればいいんですかね。どれくらいから必要以上というか、必要以下というか、なってくるんですかね、具体的な金額というのは。

○副主査（小宮けい子君） 居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長 先ほどちょっと御説明差し上げたんですが、余剰金というのは、

繰越金と積立金というので成り立っております。繰越金といいますのが、委託料の規模で上限が決まっております、それから積立金というの、これもクラブの規模、クラスの数というところで上限が決まっております。個別に申し上げると非常に長くなりますので、割愛させていただきますが、立てつけはそういったものになってございます。

○副主査（小宮けい子君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） それぞれ規模によって違うけども、上限というのは設定されているんだと。その設定されているにもかかわらず、それ以上のものが今回あったんだということですが、その上限から異常に多く余剰金があったということですかね、その余剰金の規模というのは。それほど、何ていうかな、指摘されるような余剰金というの、そこそこのクラブにあったということなんですか。

○副主査（小宮けい子君） 居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長 先ほど例示で挙げましたクラブにつきましては、かなりの金額というのがありました。これは、都度指導してきたところなんです、これはかなり歴史の古い運営主体のクラブでございまして、やりくりもかなり上手にやられているようなところでございます。そういったのもあって、お金がたまっていったのかなと我々も考えていたところでは。

ただ、これは短期間でというのもなかなか難しいので、都度丁寧に我々も関わって、お話をしながら解消していきたいと考えております。

○副主査（小宮けい子君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） それぞれの事業所の事業計画等々はあると思うんですけども、多額の余剰金があったから、すぐに不正の温床になっていくかといったところでは、そうは単純に思っていないわけですけども、いずれにいたしましても、監査報告ではこういった内容の指摘がされておりますので、これに基づいた改善をぜひよろしくお願いしたいと思います。私の質疑は以上で終わります。

○副主査（小宮けい子君） ここで主査と交代いたします。

（副主査と主査が交代）

○主査（伊藤淳一君） ほかに質疑ございませんか。市民とともに北九州、山田委員。

○委員（山田大輔君） おはようございます。いつもお世話になります。市民とともに、山田でございます。よろしくお願いします。

私からは2点でございます。まず1点目、学童保育の指導員たちの給与体系について伺いたします。

いろんな学童保育の先生方とお話しさせていただく機会があるんですけども、時給の方、また、月給制のフルタイムの方いらっしゃると思うんですけども、この時給の決め方について、市役所で言う会計年度任用職員のように何か基準を設けられているのか、設けられた上

で、運営団体ごとに時給を上乗せするというか変動させているのか、それについて市役所としてどのように指導しているのかがあれば、教えてください。

2点目は、ボランティアステーションについてです。

私も、いろんなボランティアに参加させていただくことができます。このボランティアステーション、39歳以下の方がいろんな支援の一助となるというか、自立するための一例になるかと考えていますけれども、研修をされていると思うんですが、どのような研修をされているか、これは1点教えてください。以上の2点です。お願いします。

○主査（伊藤淳一君） 居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長 放課後児童クラブの処遇ということで御質問いただきました。

指導員たちの給与につきましては、毎年委託料を決めていくときに、市に積算表というのを提出していただいております。その基になるもので、当方につくっております基準というのがあります。

それで、ざっくり申しますと、月額指導員ということで、これ週25時間勤務ということで、この方の基準というのが一番高くなるかと思いますが、これにつきまして月額14万7,500円ということで、令和7年度を計上させていただいております。それに伴いまして月額指導員の、要は時給換算の、超勤とかの場合ですね、そういった金額でありますとか、あと時給の指導員というのもございます。あと、それと支援員と指導員ということで、ちょっとややこしいんですが、指導員というのが従事している方皆さんのことを指します。支援員というのは一定の資格をお持ちの方というところで、そこでも給与の差がつくような形で、モデルをお示しさせていただいているところでございます。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） こども若者育成課長。

○こども若者育成課長 青少年ボランティアステーションについて御質問をいただきました。

こちらにつきましては、委員の御案内のとおり、青少年の方々にボランティアの体験を通じて成長していただくと、そういった目的で運営をさせていただいているところでございます。

研修についての御質問がございまして、研修もいろいろとございまして、例えば事業を実施する、要するにボランティアを受け入れていただくような方々につきましては、その都度、申込みの際に趣旨でありますとか、いろいろな安全面の留意点でありますとか、そういうことは個別に御説明を申し上げているところでございます。

また、参加する青少年、高校生や専門学校生、大学生が多いんですけども、こういった方々につきましては、基本的には現状ボランティアステーションの職員が現場に同行いたしまして、最初に、ボランティア活動を始める前の総合的なレクチャーと、あとはボランティア活動しながらの伴走支援といえますか、OJT的に研修を行うということで、特段どこかに、1か所に集めて何百人を対象に研修ということで、それを継続的にやっているということではござ

いませんが、個別対応という形で事故のないように、また、青少年の皆さんに実りある体験となるように、留意をしながら進めさせていただいているところでございます。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 山田委員。

○委員（山田大輔君） 御答弁いただきありがとうございます。

まず、指導員、支援員の報酬についてなんですけれども、とあるところではというか、民間がやられているのはインターネット上に、表に出ているように1,100円程度の時給換算になっているところ、町によっては1,500円を超えるようなところもあると聞いています。正直なことを言うと、同じような業務内容でこの差があるというのは、A校の学童保育からB校の学童保育が、この差があれば、こちらに人が流れてしまうということが発生しているというのもよく聞きますので、まちづくり協議会が多分されていたりとか民間がされていたりとかで、それぞれ違うと思うんですけども、そういうちょっと問題があるよというのも認識されているとは思うので、ちょっと指導を、その辺りをしていただきたいなという要望でございます。

2つ目が、管理運営の部分で言うと、まちづくり協議会が主体になっているところだと、私情が入ることが多々あるそうなんです。これは働く皆さんから聞いている、2か所ぐらいの声なので、情報としてなんですけども。その辺りを一つ、せっかくこれだけの学童保育ができましたし、私の子供もお世話になってきましたし、今もなっていますので、ある一定のラインを引いていただくほうが平等な運営ができるのかなと思いますので、問題が起きる前に、そういうことをしっかりしていただきたいと思いますので、要望として終わります。

それから2つ目、ボランティアステーションなんですけれども、私も、さっきも申しましたとおり、いろんなところに行きます。先日、北九州下関フェニックスの会場に行きました。ボランティアステーションの方々がいっぱいいらっしゃったんですけども、ちょっと残念ながら、ごめんなさい、これは働き方というところとちょっとおかしくなるんですけども、結果的に、スタッフがお一人で働いていらっしゃって、ちょっとボランティアステーションの子たち、大丈夫かなと思ってしまったところがあったので、研修ではどのようなことされていますかということでお伺いさせていただきました。

社会に参画するということでどのような、何といいますか、コミュニケーションのやり方だとかというところは、多分一番の目的になってくるかなと思いますので、そのときって、市役所の方っていらっしゃるもんなんですかね、すみません。

○主査（伊藤淳一君） こども若者育成課長。

○こども若者育成課長 先日、日曜日だったと思いますけども、北九州下関フェニックスのゲーム、開幕戦ですか。あれは、たまたまですが、私も行ってございまして、いろいろ御迷惑おかけしました。

ただ、通常はボランティアステーション、これは戸畑に事務所があるんですけども、そこに

学校現場のOBの方を2名、それとは別に会計年度職員を2名、合計4名体制で職員を配置しております。基本的には、ボランティアの活動現場には必ず1名が付き添うという形になってございます。その場でいろんな指導もしていくということになってございますので、至らぬ点がございましたら、その都度対応させていただくということで、今対応させていただいております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 山田委員。

○委員（山田大輔君） ありがとうございます。

せっかくの町の経済を高める一つの要因でもあるフェニックスの試合であつたりとか、竹あかりの竹灯籠を作りに行くときに、竹の切り落としとかも一緒に行ったんですけども、そういう一助になる。一つ言えば、北九州市の顔にもなるわけですから、その辺り、皆さんの支援にもなるように、そして町のためにもなるように頑張ってもらいたいと思います。私からは以上です。

○主査（伊藤淳一君） 中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君） 市民とともに、中村じゅん子でございます。よろしくお願いします。

私からは2点、新規事業と拡充事業。

まず、切れ目のない母子保健・医療体制の確保のところの新規事業で、育ちのはじまりサポート事業、この事業の概要というか、もう少し内容と、あと、これが実際に困っていたりする子育て世代に届かないと、何も意味がないと思いますので、周知の方法を教えてください。

それからもう一つ、同様に女性が「自分らしく」輝けるまちのテーマの中の拡充で、シン・子育てファミリー・サポート事業、こちらも子育て世代のサポートとしてどんどん拡充していただきたいと思いますんですが、ちょっと仕組みというか、仕組みを構築しますよになっていますので、仕組みをまず教えていただきたいのと、先ほどと同様に周知の方法を教えてください。以上2点です。

○主査（伊藤淳一君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 育ちのはじまりサポート事業につきまして御答弁させていただきます。

これまでも妊娠から出産、子育て、切れ目なく支援してまいりましたが、特に出産前後が変化も大きくて、支援を強化したいということで、この事業を開始することにしております。

内容としまして、新規部分としましては、1か月児健康診査の公費助成、それから産後入院中に新生児に行うマスキング検査、これは今まで20疾患を対象に公費助成していましたが、それにプラスして2疾患、脊髄性筋萎縮症と重症複合免疫不全症という2疾患を追加したものが全く新しい部分になります。

そういった子供の検査の公費助成を始めることで、出産前後の保護者の不安をきちんと対応

するとともに、子供の治療が早く導入できるようにというところで、その前後の事業を分かりやすくパッケージ化したものが、育ちのはじまりサポート事業になります。

これらの周知につきましてですけれども、この時期というのが、やはり医療機関にかなり頻繁に通っておられる時期でもありますので、母子健康手帳の交付時に、全員の妊婦と面接しているときに御案内することはもちろんなんですけれども、併せて産婦人科や小児科の医療機関を対象にした研修会などでも周知をしていく予定にしております。そういう形で、特に妊娠中からおおむね1歳ぐらいの本当に変化の大きいところの支援を強化するという事業になっております。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 シン・子育てファミリー・サポート事業について。

まず、仕組みでございます。この事業につきましては、援助を受けたい方と援助を行いたい方で会員組織、有償のボランティア組織をつくりまして、送迎、預かり等の相互援助活動を行うものでございます。

昨年度までは、ほんと子育てふれあい事業ということで実施しておりました。それを今年度リニューアルいたしまして、シン・子育てファミリー・サポート事業として、昨年10月から利用料金や報酬額の改定、それから認可外保育施設等と連携した預かり場所の拡大、タクシーを活用した送迎支援体制の強化等に取り組んでまいりました。

令和7年度、来年度は加えまして、育休復帰1年目の会員に対して、年間24回まで利用料金を全額市で負担と。それから、タクシーを活用した送迎支援の市内全域に拡大と。今年度は西小倉小学校区と守恒小学校区でモデル実施をしておりましたので、それを全市に拡大ということでございます。

さらに、今年度リニューアルを行いまして、いろいろメディア等にも取り上げられたので、大分周知はされていると思います。来年度の事業につきましても、改めて育休復帰の方とか対象になりますので、今後は保育所等の入所時の御案内に際して、併せて御紹介と。それから、出産後4か月頃まで戸別訪問をやりますんで、その際に御紹介したりと。それから、児童扶養手当の現況届の際にも御紹介とか、そういったことを考えております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君） では、少し質問させてください。

まず、育ちのはじまりサポート事業、妊娠のときから、特に初めての妊娠から出産、本当不安がいっぱいだと思うので、ここに書いてある伴走型ってすごい大事だと思うんですが、2つ教えてください。

まず、ここに書いてある養育リスクというところのリスクという、基準というかこういうことが、先ほどの疾患もそうなんだろうけど、どのようなリスクなのかと。

もう一つ、今言いました伴走型って、誰がどのようにやっていくか、ちょっと教えてください

い。

○主査（伊藤淳一君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 養育リスクにつきまして、まず、いろいろリスクの把握方法がありまして、レッテル貼りになってはいけないというところもありますので、非常に慎重に考えておりますが、まずは望まない妊娠をしている方であるとか、あと、お子さんが非常に多いとか、それからシングルで支援者がいないであるとか、保護者が疾患を持っているとか、そういう様々なものを見ながら、まずは妊娠届出時のときにアンケート等を通して把握して、継続フォローしていく。それから、育ちのはじまりサポート事業の既存の事業の中にも入れているんですけれども、産婦健診であるとか産後ケア事業のときに、産後鬱の指標なども使わせていただいています。

ただ、一つの視点だけで見ると、当てはまる方がたくさんいるので、やはり複合的にどういうふうに見ていくかということと、どうしても質問紙だけであると、やはり今の保護者の方たち、虐待を疑われるとかということ、非常にナイーブになっておられるところもあるので、一つの指標だけでなく、やはり多面的な評価でリスクというところを考えていますが、あまりリスクという言葉を使うと、やはり追い込むところにもなりますので、そこは面接した中できちんとリスクアセスメントするような体制を、面接した職員と係長とかで把握するようにしております。

それから、伴走型相談支援につきましてなんですけれども、その時々で関わる職員が変わってくるという側面はあると思います。例えば妊娠中であれば、一番母親について相談しやすいのは産婦人科の外来であるとか、出産後は、その方によって利用される産後ケアが支えになるよという方もいれば、区役所の何でも相談とかそういう形がいいよという方もいるし、ヘルパーの利用も最近始まっておりますので、ヘルパーが支えになる人もいますということはあるんですが、そういった既存のサービスをいろいろ調整する中で、区役所が地区担当制をしいておりますので、そこでアセスメントしながら公費助成している乳幼児健診とかのフォローアップとかを見ながら、支援しているところです。

なので、人によって様々ですけれども、一つ一つのサービスが切れないようにというところは考えていますので、例えば、産後ケアであるとかヘルパー事業なども研修を行ったり、きちんと区役所への連絡体制とか、例えば、非常に心配な御家庭については連絡をいただくようなというところを、ネットワークを組みながらやっているというところが実情のところなんです。

○主査（伊藤淳一君） 中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君） 答弁ありがとうございました。

私が心配したのはハイリスク者だけみたいな、区役所に相談に行っても基準が決まっていて、ハイリスクの人だけにしか該当しないみたいな回答がないように、先ほどちょっとお話が

ありました産後鬱までいかなくても、やっぱりすごい不安であったりとか、そういうママたちにも寄り添う事業になってほしいと思いますので、これは要望で、今の回答だとそのようになっていると思いますので、お願いいたします。

続いて、すみません。シン・子育てファミリー・サポート事業、ありがとうございました。令和6年度に西小倉小学校区でモデルをした。今年度ですね。

私がもし聞き漏らしていたら、ごめんなさい。来年度は全校区に拡充するっておっしゃったんですかね。

○主査（伊藤淳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 はい、おっしゃるとおりでございます。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君） こちらの事業もぜひ、サポートするほうの募集というか、なかなか厳しいとお聞きしています。でも、大事な事業ですので、お互い、サポートする側もサポートされる側も、何かマッチングがうまくいくように期待をしております。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 小宮けい子委員。

○委員（小宮けい子君） 大きく2点お伺いいたします。

まず1点目は、不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業についてです。

これ、次年度予算が少し増えております。それで、この予算が増えた分、事業をどの部分が拡大されるのかなという部分を教えてください。それから、この事業の中に、中学校を卒業した後1年間の継続的な支援というものがついていきますので、その継続的な支援を受けた人数を教えてくださいたいと思います。また、この継続的な支援を行ったということでの成果を教えてください。

2点目は、YELLについてお伺いします。

このYELLの相談事業の中で、ひきこもりに関する相談件数を教えてくださいたいと思います。それから、本市の中のひきこもりの人数、YELLですから、できれば10代、20代、30代で、このぐらい本市の中にひきこもりという形でいらっしゃる方を把握しているというふうな部分を教えてください。そのひきこもりの人数というのは、年ごとに増加しているのか、減少しているのか、その部分を教えてください。お願いいたします。

○主査（伊藤淳一君） こども若者育成課長。

○こども若者育成課長 不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業について御質問をいただきました。

この事業は中学生以降の方を対象に、中学を卒業してもすぐに、例えば高校や就職先が決まらない方々が無所属になってしまうので、そういった方々に対しても寄り添った形で支援を継続すると。要するに、そこでシームレスに対応するために私どもがやらせていただいている事業でございます。

これの予算が、今委員がおっしゃったとおり、令和6年度の年額ですけれども約1,700万円から1,890万円と、約190万円の増となっております。中学1年生から3年生までに対するサービスというか対応の中身は、今のところ変えない予定なんですけど、卒1といいまして卒業後の方々、年齢でいくと十五の春を超えた方々、こういう方々に対しまして、現況は年に3回の対応ということでやっておりますが、来年度からは2つに分けてまして、まず進路が未定の方につきましては継続して、毎月2回の手厚い対応をさせていただこうと思っております。また、進路が決定したという方に関しまして、安定化に対する見守りの必要があると考えておりますので、これは年3回だった分、1回ですが、年4回に増やしまして、多少手厚く対応させていただきたいということで、いずれにしても中学1年から卒業後1年までの対応の中で、卒業後1年の部分を手厚くさせていただくための予算の変更ということになってございます。

あと、YELLにつきましの御質問をいただきました。

直近での数字になります。令和5年度でございますが、新規相談者の年齢層ですけれども、大体10代が45%、20歳代が35%、30歳代が9%、これで全体の9割。あと、よく分からないという方もいらっしゃるんで、判明するのは大体こういった割合になっております。

このうちひきこもりの関係でございますが、令和5年度末の時点で継続して支援している方が今1,330人、YELLとして関わり続けていらっしゃる方が1,330人いらっしゃるんですが、このひきこもりの中でも、外に出ることができないレベルのひきこもりの方が229名、約17%になってございます。これにつきましてはYELLでの相談を経まして現在は、229名、最初はひきこもりレベルだった方が、今は111名になりまして、約半数ぐらいが改善状況であるということで対応させていただいております。

あと、全市のひきこもりの人数について御質問いただきましたけども、恐れ入ります、私もYELLの数字等は把握しておるんですが、全市のひきこもりの人数については、私どもの課ではちょっと把握しておりません。申し訳ございません。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 小宮けい子委員。

○委員（小宮けい子君） ありがとうございます。

不登校状態の次への一歩応援事業、やはり一番重要な部分、中学校卒業してからというところ、そこが厚く次年度から成っていくという部分、非常に頑張っていたきたいと思います。

中学校卒業時点で不登校状態であった子供たちのどのぐらいが対応できているんでしょうか、人数的にです。15歳以上で対応できているのを、中学校卒業するときに不登校状態であった子供たちの何%でも結構です。どのぐらいが対応できているのか、教えてください。

○主査（伊藤淳一君） こども若者育成課長。

○こども若者育成課長 中学生、卒業時点で不登校の状態であった方という母数が、ちょっと今私ども手元にないんですが、令和4年度実績で15名の卒1の方々に対する支援をさせていただいております。恐らく全市では数百名の方が、不登校の状況で卒業されたと思われますの

で、1割に満たないぐらいの人数ではないかと推察するところでございます。

これについては理由がございまして、私どもアウトリーチ事業と呼んでおりますけれども、この事業は文字どおり、現地の御自宅を御訪問して、まずは保護者の皆さんと面接して、理想的には対象となる生徒とも面接をして、より状況を改善していくというものでございまして、保護者の方々の強い御希望と御協力がないと成り立たないものでございますので、そういったところで、申込みをされる方々の割合がそれほど高くない。例えば、月に2回御自宅で、原則として御対応いただくわけで、その負担といいますか、そういったものもおありでしょうし、また途中で、うちの子は、そこまでは必要ないという形で御辞退される方も、多々いらっしゃる現状もございますので、割合としてはそれほど高くない。

ただ、これに対して、お申込みいただいた方、御対応させていただいた方については、かなりの確率で改善しているということでございます。私どもとしても、決して悪い制度ではないと思っているので、自信を持ってやっている制度でございますので、今、全世帯に教育委員会が配る冊子にもしっかり載せていただいておりますし、市教育委員会のホームページにもしっかり載せていただいておりますので、そういった努力もしながら、より多くの方々にアプローチできるように、今後とも頑張っていきたいと思っております。

すみません。先ほどの質問で1点答弁漏れございまして、中学卒業後の継続的支援の実績ですが、今答弁の中にありましたように、令和5年度でいくと15名という形になってございます。ちなみに全体でいきますと、今、年間の定員が80名、おおむね70名程度に対して支援をさせていただいているという状況でございます。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 小宮けい子委員。

○委員（小宮けい子君） ありがとうございます。

外側から見た、それからこの支援を受けていた保護者の方からしたら、どうしてこんなに支援を受けようとする人が少ないんだろうかということをよく耳にしてきました。

今言われたように、逆にアウトリーチ、家庭に来ることが、保護者がきつと感じる部分と、いうのがあるわけなんでしょうか。

○主査（伊藤淳一君） こども若者育成課長。

○こども若者育成課長 御負担という言い方が、ちょっと悪かったかもしれませんが、そこまでは必要ないとおっしゃる方は、少なからずいらっしゃいますし、1度2度受けられた方で、もうよくなりそうなのでとか、よくなったというか生徒の希望がはっきりしてきたんで、もういいですという形でお断りといいますか、支援の継続を希望されないという方もかなりの割合いらっしゃるのも事実でございます。

ただ一方で、しっかり対応して、例えば、生徒御本人が部屋に引き籠もられている方に対しては、もう保護者の方との面接になるんですけども、それで保護者の方が救われたといいますか、心が軽くなったという方もいっぱいいらっしゃいますので、これは、そういった制度上の

限界は確かにあると思うんですけども、しっかりと対応していきたいと、そういうふうに考えております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 小宮けい子委員。

○委員（小宮けい子君） どうもありがとうございました。

この次への一歩応援事業、そしてその卒業後、学校に属さないということで孤立状態にある子供たちというところが次への一歩応援事業、もう一つはYELLの相談ではないか。YELLの相談のところでは、不登校児童ではなくて、ひきこもりという言葉で扱われるわけですね。この中で中学校卒業後に引き籠もってしまった子供たち、それから高校に進学はしても、また、不登校で外に出られない状況等になってきた子供っていう、そこに対応しているのは、このYELLの中の相談事業が柱だと思います。

それで、このYELLの中での業務というか、職員がどのぐらいいらっしゃるか、教えてください。

○主査（伊藤淳一君） こども若者成育課長。

○こども若者成育課長 YELLのスタッフの数ですが、少々お待ちください。現在のところ、運営管理責任者が1名、それから相談員が2名、それからコーディネーターが1名、この4名が中心となっております、その他の方々の協力も得ながら対応、一応相談員としてはそういった形で、あと事務方といいますか、事務処理の方は別途いらっしゃるんですが、そういった形で主に4名ですか、コーディネーターを含めると4名の専門家が、常勤でいらっしゃる、という形になっております。

○主査（伊藤淳一君） 小宮けい子委員。

○委員（小宮けい子君） ありがとうございます。

じゃ、4名の方が、ひきこもりだけでなく、ほかの若い方の困難を抱えたことの相談も含めて受けていらっしゃるというようなことですね。はい、分かりました。

北九州市を若者が輝く町にしていくためには、この子供たち、不安に思っている子供たちも輝けるようにということで、やはり次への一歩応援事業やYELLの存在というのは非常に重要だと思います。ぜひ、継続して子供たちが自立できるようにしていただきたいと思います。これで終わります。

○主査（伊藤淳一君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 森本です。よろしく願いいたします。3点お伺いしたいと思います。

1つは、休日保育なんですけれども、土曜日は保育サービスが利用できますけれども、日曜日と祝日は、なかなか利用できない。近くに御両親もいないので、困っているというお話を聞きます。

それでお伺いしますけれども、市の保育園の中では、日曜保育をしているところが幾つかあ

ります。今年度でも、昨年度でも、お子さんを預かった人数、利用件数ですかね、教えていただきたいと思います。

それと、シン・子育てファミリー・サポート事業というのが拡充ということで、とてもいい施策だなと思っております。特に育休復帰1年目の会員は、利用料が年24回無料というのも、とても配慮ができているなと思っております。それでモデル事業をされていたと思うんですが、これまでのシン・子育てファミリー・サポート事業で、日曜に御家庭に保育ボランティアというか、行かれた実績ですね、分かったら教えてください。

それと次は、児童虐待の防止についてお伺いします。

子ども総合センターの対応になりますが、児童虐待の通報があったときに、本当にそれが事実かどうかということを経営調査されると思います。迅速に今までできなかったのが、民間委託をされていると思うんですが、昨年度でも、今年度でも結構ですが、そういう家庭調査をした実績を教えていただきたいと思います。

それともう一点が、新たな子どもの居場所づくり、新規事業で青少年施設リニューアルプロジェクト1,000万円、その中身を教えていただきたいと思います。

それと、今年度も行っていますが、各区の公園でプレーパーク事業をされています。私も湯川へ参加しましたけれども、このプレーパーク普及費として予算が366万円になっているんですが、新年度どのようなことをするのか、教えてください。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 休日保育についてのお問合せをいただきました。御答弁したいと思います。

休日保育が、今北九州市の各区1か所、市内で7か所開設しております。この休日保育というのは、日頃保育所に入っている方が日曜日に就業されるという方について、ほかの保育所で預かっている方も含めて、7か所で預かりをさせていただく事業になります。

利用の実績ですが、令和5年度、年間70日間開設しまして延べ1,889回、同じ児童が何回か使っていますので、延べ利用が1,889回となっております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 シン・子育てファミリー・サポート事業、日曜日の利用の状況ということでございます。

申し訳ございません。曜日ごとの利用状況というのは把握していないんですけれども、人員別で把握している中で、保育所等の施設が休みのときの預かりが令和5年度111件、送迎が11件ということで、これが休みの日の利用かなとは考えております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 児童虐待対策担当課長。

○児童虐待対策担当課長 虐待対応に係る民間委託の件についてお答えいたします。

主に、泣き声通告ですとか夜間ネグレクトの通報があった際に、民間の業者の方に夜間家庭

訪問していただいているという事業になります。

実績ですが、令和5年度実績で156件、今年度先月末時点で145件ですので、例年150件程度となっております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） こども若者育成課長。

○こども若者育成課長 まず、青少年施設のリニューアルプロジェクトについてお答えいたします。

青少年施設、これ対象になるのは宿泊型の青少年の体験施設でございまして、具体的に申し上げますと、玄海青年の家、もじ少年自然の家、かぐめよし少年自然の家、この3か所で私ども対応させていただいているところですが、3か所とも昭和40年代から昭和50年代の建物というか、開設した施設でございますので、老朽化もかなり進んでございます。ですので、これを今後10年後、20年後、30年後を見据えて、どのような形でリニューアルしていくのかという検討を始めたところでございます。その中で、これから特に宿泊という機能が含まれますので、民間の皆様方の創意工夫であり、ノウハウであるとか、そういったものも取り入れながら、公民連携でどのような形でリニューアルするのが望ましいのかという調査を来年度させていただきたいと思ひまして、今1,000万円の予算案として計上させていただいているところでございます。

続きまして、プレーパークにつきましてですが、令和6年度、今年度まで、プレーパークというのは地域の皆様を中心に運営していただくということを目指して、我々いろいろ取組を行ってまいりまして、令和5年度、令和6年度、市内で4か所ぐらい、まず先行的にいろんな団体がありました。これを、令和7年度はさらに4か所ぐらい増やして、私ども主催のお試しじゃないですけど、最初は、まずこういうのがプレーパークですよというのを、地域でデモンストレーションのような形でやっていく、これを出張型プレーパークと呼んでいますけども、これも着実に増やしていきたいなと、例年どおりの数をしっかりとやっていきたいなと。それで関心を持っていただいた地域やその主催者の方々を対象に、団体の組成ワークショップといいまして、そういう関係者が集まって、どんな形でやるのが望ましいのかって話合いの場を、私どもNPO法と連携しながらそういう場をつくっていききたいと思ひますし、その後、プレーリーダーという安全確保等々も行う総合的な現地のプロデューサーですね、そういった方々の養成講座にも取り組んでいきます。そういったもろもろいたしまして、令和7年度予算でいきますと、360万円ぐらいの予算を計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 森本委員。

○委員（森本由美君） ありがとうございます。

まず、今お答えいただいていたプレーパークの件なんですけれども、新年度は拠点型が何かできそうな見込みというのが、そういう声が上がっているんでしょうか。お聞かせいただきたい

い。やりたいというところがあるのかどうかですね。

○主査（伊藤淳一君） こども若者育成課長。

○こども若者育成課長 拠点型というところまではまだ、明確なところはないんですが、ただ、今年度、2年目やられて、継続してやっていきたいという希望のところはしっかりと出ておまして、私どもとしては地域の皆さんの熱意や、それからお子様連れの方々のお集まりの状況等々見ますと、これは根づいていくんじゃないかということで、かなり前向きに受け止めて、今後とも応援していきたいと考えております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 森本委員。

○委員（森本由美君） ありがとうございます。

私もプレーパークというのは、視察で見に行ったことはあるんですけど、実際に昨年12月に湯川に行って、寒いなと思っていたんですけど、子供たちってあんまり気にしなくて飛び回っていて、それに親御さんというか、お母さんとかお父さんも引っ張られて、すごい楽しい雰囲気、ああ、こういう感じなんだなというのが分かりました。ボランティアの方も、地域とかほかのところからも来ていましたけど、これはやっぱりやる意味が、ただ、子供の遊びじゃなくって、地域の交流の場所としてもいいなと思ったので、どんどん続けていっていただきたいし、支援もしていただきたいなと思ったところであります。

新年度はもっとたくさん回数も、4か所じゃなくてもっとたくさん、やりたいという校区等があれば、いろんなところでお試しというのをしていただきたいということを要望したいと思います。

それと、休日保育の件なんですけど、これは実際に新年度始まりますけれども、お子さんを保育園に預けて、日曜に保育をお願いしたいんだけど、どうしようかという相談というのは入っているんでしょうか。それは未就学児もそうですし、小学校の低学年のお子さんの場合もあると思うんですけど、そういったニーズというのを把握されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○主査（伊藤淳一君） 運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 休日保育のニーズについてということで御質問いただきました。

休日保育というのが、区役所の窓口で受付をさせていただきます。4月入所に限らず通常入所児童が、休日保育を使いたいという場合は御案内をしておりますので、ちょっと今すぐニーズというのは分からないんですが、基本的には、休日保育をお断りする状況にはあまりないと聞いておりますので、御要望いただいた方は御案内できているのではないかと考えております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 後でもいいので、各区役所でそういう休日保育の相談というのがあったかどうか、昨年度でも結構ですけど、実績が分かれば教えていただきたいと思います。

○主査（伊藤淳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 先ほど申し上げた保育施設等ということで、等の中に小学校の休みの場合も入っているかもしれませんが、ちょっと今定かじゃございません。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 森本委員。

○委員（森本由美君） どういうニーズがあるのか知りたいので、ちょっと相談件数が分かれば教えていただきたいと思います。

次に、児童虐待の防止ということで、市民の方から相談があったんですけれども、若松区のネグレクトの件で通報したのに、家庭調査をして、結局、問題ありませんということだったんですが、その御家庭は複合的な問題というか課題があるところで、4人兄弟の長男が御飯を作ってヤングケアラーということだったり、父親が働いていなかったり、母親のネグレクトでお風呂に7年入っていないという事実があったそうです。そういうものを皆見過ごしたんではないかということが、すみません、いろんな事実を、お話を聞いて思ったので、結局はほかの障害の関係で、障害者基幹相談支援センターから、生活保護も受けていなかったということで生保につながって、ようやくネグレクトということで認定をいただいたと聞いております。

ですから、やっぱり初動って大事だと思うので、そのところは、私、別の件でも本会議で大きく訴えたこともございますが、やはりしっかりしていただかないと、この家庭の場合はいろんなところに引っかかって、そこのお母さんというか、母親が結局料理をされないということ。ただ、子ども食堂で安く食べられるから、お子さんを子ども食堂に連れて行って、いろんなところの子ども食堂を渡り歩いていたそうです。それで、その市民の方はおかしいなということで通報したんですが、結局子ども総合センターでは、ネグレクトという判断を下されなかったということは重大な過失というか、見過ごしではないかと思っておりますので、そのところを今後ないように、何か改善策を取っていただきたいんですけれども、何か見解はございますでしょうか。

○主査（伊藤淳一君） 子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長 今、ある家庭に関するケースについてお話しいたしました。

私ども、虐待という初動で入ったときに、それがあつた一つの情報で入るわけなんですけども、その後、その家庭がどういうニーズがあるかとか、どういう潜在的な問題を抱えているかという、やっぱりそこはアセスメントしていきます。

その中で、その家庭が今度、その相談に対してどう対応を求めているか、もしくは求めているか、その辺りも含めながら、じゃあどういった関係機関と一緒に連携できるかとか、そういったことで対応しておりますので、外から見ると、虐待をしていると強く疑われていても、そこではなく違うところからサポートしながら入っていくとかというケースもございますので、そこは一つ一つ、私たちいろんな情報を持ち寄って、また、関係機関とも顔を合わせながら対応していくということでやっております。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 私は、これだけではなくて本会議で大きな声で、これはやっぱり問題じゃないかって、また別の件でも申し上げましたけれども、やはり職員の研修とか関係機関の会議とかをすれば、そういうのって浮き出てくると思うんですよね。

だから、ネグレクトじゃないというのは、絶対に違っているケースだと思うので、やっぱり根本的に仕組みをもう一回見直す必要があると思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○主査（伊藤淳一君） 子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長 私ども、一つのケースに対する見解というのが絶対合っているとは思っておりません。やっぱり常に見直しをしながら、また、子供も成長しますし、御家族も変わっていきますので、どういった判断が、そこが大事なのかというところは常に考えていきたいと思っております。

また、関係機関からも、いろんな御指摘とか御助言いただいたりしますので、その辺りでも、私どもの考えが合っているのかどうなのか、それからどういう方法が取れるのかというところは常に考えていきたいと思っております。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 子供を虐待から守る条例もつくっております北九州市でありますので、私も今後、子ども総合センターの対応がどういうふうになるのかというのを、しっかり注視していきたいと思います。以上で終わります。

○主査（伊藤淳一君） 質疑はございませんか。ございませんか。よろしいですか。若松を愛する会、本田委員。

○委員（本田一郎君） 若松を愛する会の本田です。よろしくお願いいたします。

それでは、新規事業で送迎保育ステーション試行事業についてお尋ねします。

保育施設へ子供を送迎する保護者の負担軽減を図るために事業を試行的に実施し、その効果を検証するということでもありますけれども、もともと国の制度として、待機児童対策としてバス導入費など、負担を助成するということでもありますけれども、この目的が負担軽減ということなのかどうかということと、あと設置場所、それから、これも試験的だから分からないと思うんですけども、これ、もし本当に導入することとなりますと、バスとか運転手ですとか、保育士の確保が必要になってきますので、その辺の見解をお聞かせください。

○主査（伊藤淳一君） こども施設企画課長。

○こども施設企画課長 今回の送迎保育ステーションについてお答えいたします。

委員のおっしゃったとおりでございまして、北九州市が試行的事業として実施する目的は、保護者の送迎の負担軽減、子供と向き合う時間を少しでも確保したいということでございます。国の補助メニューがございまして、保育対策総合支援事業費補助金というのがございま

す。

従前は、御指摘のとおり、待機児童解消のためにこのステーションを設置したりして、都市部、特に大都会、都会などへ実施するということで補助制度があったんですが、現在では子供送迎センター事業費ということで、基本的に我々今回も国に確認しておりますけれども、広く待機児童解消に限らず子供の支援に資する事業として、補助対象といたしますという形で回答を得ております。そのため今回の事業費についても、2,100万円ほどの予算を計上させていただいているんですけど、その約半分程度、国の補助は2分の1でございまして、それを活用したいと考えております。

あと、ステーションの設置場所につきましては、考え方としまして、一応我々とプラスして、専門家、有識者で構成するステーションの検討懇話会というのを昨年度立ち上げました。そこで、保育関係者、幼稚園関係者、学識経験者の方々との意見を踏まえて、北九州市立の徳力保育所、ここに別館という建物が敷地内にございまして、こちらでやってみてはどうかと考えております。

その理由としましては、小倉南区、一定の保育ニーズがあること、それから建物が、もともと北九州市立の建物で、現在その別館というのが、子供さんの例えばトイレであるとか遊戯室であるとかという場所が整っておりまして、いわゆる整備費用にそこまでお金がかからないと考えられること。あとは、我々が考えているのが、保育送迎の車の利用者が多うございますので、保護者が、例えばステーションの場所、それから勤務場所に行くための結節点となり得る場所、こういうところを検討しまして、徳力保育所の別館で試みてはどうかと、今のところ考えております。

あと、おっしゃったとおり、保育従事者等の確保が必要でございます。ステーションにも複数の保育士資格を持つ職員を配置いたします。それから、バス等については今具体的に詰めておりますので、実際に保育施設の方が用意してくださるバスがあるのか、それとも市でバスを用意するのか等については詰めてまいりますが、バスの乗務員の確保とバスに同乗する保育士、こちらもしっかり確保して、安全性には十分配慮して行っていきたいと考えております。以上でございます。

すみません。検討懇話会を、昨年度立ち上げたと言いましたが、昨年の8月に立ち上げたので、今年度でございました。大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

○主査（伊藤淳一君） 本田委員。

○委員（本田一郎君） ありがとうございます。

私今2期目で、1期4年の際に、保育園の入所がなかなかできないとか、希望の相談をかなり受けて対応してきたところでありまして、そういった待機児童を軽減するというような施策の部分とのかみ合わせということで、今答弁ありましたけれども、私も今孫が4人おりまして、昨年長女と次女に、また、第1子と第3子が生まれたんですけども、やはり何ですか

ね、比較的これ、今徳力保育所という、そういった部分の軽減負担というのも、私ごとで恐縮なんですけど、そういったところで現場を見ておりますので大体分かるんですけども、比較的都心でないと対応できないのかなと。私のところは田舎ですので、そういったステーションへ送迎するよりは、直接送迎したほうが便利がよかったりとかもするものですから、北九州市内においても、この取組というのは比較的都心なのかなということと、あと、相談受けた中で、当然自宅から近いというところの保育園を希望する方と、あと、通勤の際に職場の近くの保育園に入所したいというような希望がありまして、そのどちらかではないかということと、もう一つは、自分が出た幼稚園ですとか保育園ですとか、そういったところを希望されるという、その3つのパターンがあるように思います。

それで、この取組というのがどうですかね、いずれにしても、保護者にとって負担を軽減するという目的で実施されるということですので、これもやってみないと分からないとは思いますが、これも別に否定するわけではないんですけども、先行事例であります流山市等々のこともありますし、2022年時点で200人ぐらいが利用しているということですけども、逆にマイナスの部分で言えば、今から減っていくんではないかとも言われておりますので、そこを注視しながら私も見守っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。私からは以上です。

○主査（伊藤淳一君） ほかに質疑ございませんか。自民党・無所属の会、吉田委員。

○委員（吉田幸正君） よろしくお願ひします。

まず、子育ての全体の予算がすごく上がっているというか、いい事業をたくさん組み立てていただいているなど、まずは感謝を申し上げます。

特に、第2子無償化が幼稚園の2歳児のところへ拡大になったというのは、大変予算も伴うことでありますけども、反響大きいことだと思いますので、大きく感謝を申し上げます。

それで幾つか質問なんですけど、まず1つが、今課題としてとても捉えているのが、子供たちに対するイベントとか結構たくさんあるんですけども、これは教育委員会が4月から市の後援の事業、後援がついていたり、あるいは文部科学省の予算がついているところもたくさんあるんですけども、その告知を学校では行いませんとルール決めちゃったんですよね。それで、この間の夏休みも物すごくこう、僕、子供のこと思い出しても、たくさん夏休みのチラシを持って帰ってきていて、部屋に並べて、これは行くとか、お姉ちゃんはこれへ行くとか、こう言っていたところで、子供が選んでいることがすごくいいなってやっぱり思ったんですよね。

それで、今度予算で、子育て情報に関する情報提供の充実、これ予算500万円なんですけども、こういうところで、教育委員会がまだやらないと言っているところなので、子供たちに情報を提供する仕組みに対応できないかという、これ質問です。

それと次ですけど、ありがとうございます。子供の熱中症対策、今子供たちが園庭で遊べないという状況が相当に続いていまして、何度になると、もう外に出たら駄目ですみたいになっ

て、先生たち、当然遊ばせてあげたいんですけども、熱中症うんぬんがあると。そのときに遮光ネット、要するに屋根みたいなネットをつけるという要望がとても多かったんですけど、今度これが、予算がつきまして、ありがとうございました。ですが、これ600万円ということなので、全体の予算からすると、相当少ないんだろうと思っています。この600万円というのはテストなんだろうと思いますが、今後の考え方について教えてください。

それと、これは勉強会のときにもお伝えさせてもらったんですが、保育人材育成事業、新たな保育人材確保のため、制度を新規取り組みます、あるいは保育人材雇用支援事業、保育現場が働きやすい。これに、やっぱり女性が「自分らしく」輝くまちというくくりになっちゃっているんですよね、これは、例えば建設業とか漁業とかで、「男性が輝くため」の支援事業ですなんて言うと、大変大きな時代錯誤な感じがするんですよね、これこのまま上がってきちゃったんですけど、これについては結構現場、男性の方もいらっしゃるんで、ちょっと考え方を教えてほしいなと思います。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 総務企画課長。

○総務企画課長 まず、子育てに関する情報提供の充実予算について御質問いただきました。

この予算に関しましては、主に就学前児童のいる世帯に配布しております北九州市こそだて情報の発行であるとか子ども家庭レポートの発行、それから子育てマップというウェブサイトも実際運営をしております。

今、委員から御案内がありましたイベントの周知とかというところですけど、そういったウェブサイトで、今後何ができるのかというのをしっかり勉強していきたいと思っています。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 認定管理担当課長。

○認定管理担当課長 こども施設における熱中症対策助成事業についてお答え申し上げます。

委員からおっしゃっていただきましたように、保育所ですとか幼稚園の園庭でなかなか遊べない、暑過ぎて遊べないという状況があるというお声を会派からもいただいていますし、保育現場の皆様からも、我々いただいているところでございます。そして、実際にデータを見ましても、熱中症警戒アラートの回数、これもやっぱり2023年から2024年比べますと、格段に発令回数が増えているような状況にある。そんな中でどうにか子供の育ちに、やっぱり外での健やかな遊びというのは一定程度確保したいなという思いで、この予算を要求させていただいて、今案として計上させていただいているんですけども、御指摘いただきましたように600万円となった場合に、どうしても全ての施設に行き渡るのかという視点ですとか、少し整備の予算としては、小さいのではないかという御指摘があるのはごもっともだと思いますが、他都市でもそんなに例のあるような事業ではございませんので、まずはこの規模で始めてみてという

か、実際に設置の補助をさせていただいて、それによってどれぐらい子供の遊びの機会が確保できたかという効果を丁寧に聞き取った上で、来年度以降、できれば継続してやっていけるように考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 保育人材育成事業と雇用支援事業について、それぞれ女性が「自分らしく」輝けるまちというカテゴリーに入っているのはどうかという御質問をいただきました。

御指摘のとおり、今女性だけではなくて、当然保育士に男性もいらっしゃいますし、たくさんの方が働いていただいております。そこは十分承知しております。

今回のこの書き方は、保育所の職員が働きやすくというところもあるんですが、もちろんこの事業自体は、保育所を働きやすい職場にしていくという支援事業ではあるんですが、その背景にはもう一つ、女性が働いて、お母様が働いて、保育所に預けるということで、保育所が働きやすい職場になることで、保育所の受入れ体制が整ってという、ちょっと遠い流れにはなりますが、女性が働きたいと思ったときに、保育所に預けることができるようにというところの支援にもつながるということで考えております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 吉田委員。

○委員（吉田幸正君） ありがとうございます。

子育て情報の充実、これは民間のパートナー制度とかもあるようなんですけども、本当にもっとたくさんの人たちと情報を、情報というか、相当楽しいイベントも多いですし、例えばお母さんたちに勉強になる会も本当にたくさんあるんですけども、教育委員会も正直かたくなな、そういう働き方改革の名の下で、お尋ねしたら、先生たちの負担は相当に減っていますみたいなのところにまで行っちゃっていますので、これを戻すのはちょっと難しい状況にあります。ですから、子ども家庭局の皆さんに真摯にお願いしているという状況です。

ウェブサイトとかであれば、そんなにお金がかかることでもありませんし、あまり数が増え過ぎて、皆さん御負担というんであれば何か別の方法も、民間活用してもいいと思いますから、とにかく子供たちが、いろんなことが体験できる町に今既にありますので、それを知らせるのはやっぱり行政の皆さんのお力をお借りしたいと思いますので、そこは本当に強く強くお願いを申し上げておきます。

それとネットですね、現場をよく御理解いただいて本当にありがとうございますということ、僕も現場へ行きましたら、やっぱり暑くて外で遊べないという状況が相当続いているという話でしたし、遮光ネットは相当に有効らしいんですよ、随分早くから屋根へつけていると、地表の温度自体が上がらない状態で朝日を迎えるということなので、ここはしっかりと思っています。しっかり検証していただいて、成果が出れば予算をしっかりと取って、子供たちの遊びには応援をしてほしいなと思います。

それと最後にですが、やっぱりどっかで詰まるんですよ。漁師さんが、男の人が働きやす

いとか、建設現場で男性が輝くとか言われると、多分全く違う反響なんだろうと思います。ここでは、もう意見だけ申し上げておきますけども、過度なジェンダーの話をしているわけではなくて、子育て自体もう男性が参加している、ないしは参加しましょうと言っている時代でありますので、ここは女性が輝くことを否定しているわけではありませんけども、広い目線を持ってほしいなと、これ要望としておきます。

そして、最後に1つだけ、小倉南幼稚園という市立の幼稚園が今年の3月で閉園になりました。これは、所管は教育委員会であります。教育委員会にお尋ねをしましたら、これから教育委員会として使えるかどうかを考えて、もしもなければ、行政全体で使えないか。行政も誰も使わない等であれば民間にうんぬんと、こういう順番という答弁をいただきましたので、それはやっぱり幼稚園でありますので、幼稚園として活用できる場面が相当たくさんあると思いますので、そこは積極的に教育委員会等とも協議をしていただきたいなと思います。私からは以上です。

○主査（伊藤淳一君） 質疑ございませんか。中村義雄委員。

○委員（中村義雄君） こどもまんなかについてちょっとお尋ねします。

こどもまんなかって、ちょっと調べたら、国が言っているんですよ。

子供を真ん中に置くというよりは、子供の意見をできるだけ政策に反映させたりとか、そういう体験が必要だとかという意味だと理解しているんですけど、お尋ねするのは、国のこども大綱の中に、こどもまんなか社会の実現に向けた数値目標の一つとして、子供政策に関しての意見が聞いてもらえると思う子供、若者の割合が70%と設定されておりという文があるんですけど、ここに書かれている目標設定に関して、北九州市ではどのようにされているのかというのを1点と。

子供から意見を聞いて、政策に反映させたり、それで子供が自分の意見を反映されるということに実感を持てたりということは賛成なんですけど、一部の子供の意見だけでいいのかと。子供というのを、一部の人間でいいのかというのはすごく疑問に思っているわけなんですけど、このこども大綱のQ Aのところに、例えばという例だと思うんですけど、こんなふうにしたらいんじゃないかという例なんですけど、広聴課が行っている国民、県民、市民の声を聞く方法を参考にするとか、広聴の対象を子供、若者に広げるとかという例示があるわけなんですけど、それだと私は非常にしっくりくるんですよ。幅広く子供の意見を聞いて、それを政策に反映するんであれば、合理性があるんだと思うんですけど、何人かというか、何十人かの一部の意見を聞いて、それを税金使って反映させることが正しいのかという疑問点があるので、むしろここに例示で書かれているようなことをするべきじゃないかと思っていますが、それについてお尋ねします。

それとあと、年齢ですね、いわゆるこどもまんなかで意見を聞く年齢ですけど、同じくこども大綱のQ Aの中に、どの年齢の子供に意見を聞けばいいんですかという項目があって、これ

全部の子供ですみたいなこと書いているんですね。中には、乳幼児というのも否定しないということなんですけど、ちなみに私の孫の一番小さいのは、今月1歳になる乳幼児がいるんですけど、聞くことは無理ですもんね。であれば、例えば幼稚園の子供とか小学校低学年の子供とかに本市のこの政策として、聞いていく意思是、まず対象としてあるのかなのか、あるなら、どのような形で聞くのかというのをお尋ねします。

最後に、子供の意見を聞いて子供の政策をやるということで言えば、これはもう昨日の都市ブランド創造局で言うと、体育館だったり、柔剣道場だったり、教育委員会であれば小学校の体育館であったり、そういう運動するところで暑いというところにエアコンをつけてくれというのは、子供の意見は100%言います。私もいろんなスポーツ団体のお世話していますが、だったら、エアコンつけてって思うわけですよ。もちろん、それは所管は違いますよ。違うけど、北九州市の方針でしょう、こどもまんなかって。子ども家庭局だけの方針じゃなくて、北九州市の方針じゃないですか。であれば、きちんとその意見を聞いて実現するように、子ども家庭局から意見を吸い上げて、ぜひ言ってほしいですよ。街灯つけたとか何とかというよりは、絶対体育館にエアコンつけてとか、昨日も松岡委員が例示されていましたが、剣道しよって子供があまりにも暑くて戻したとか、もう体の症状が出るぐらいのことが起こっているんだから、子供に聞けば、エアコンつけてくれって絶対言うはずですよ。

そういうことは置いて、何か子供の意見は聞いてやりましょうみたいなのは、もうそれなんか、こどもまんなかの優先順位が全くずれているんじゃないかなと思うんですよ。それについての見解をお尋ねします。

子ども家庭局から、その意見をちゃんと子供から聞いて、エアコンについてね、他の教育委員会とか都市ブランド創造局とかにやれと言うべきじゃないかという質問です。以上です。

○主査（伊藤淳一君） こども政策推進担当課長。

○こども政策推進担当課長 子供の意見聴取について御質問いただきました。

まず、一部の人間の意見でいいのかという点についてなんですけれども、まず、みらい政策委員会として行っているものにつきましては、やはり相当な回数、意見を子供たちと検討していくということがございますので、限られた数の学校となっております。ですが、様々アンケートですとかパブリックコメントですとか、そういったものも広く子供たちにお知らせして、意見聴取するという取組も併せて行っているところでございます。

それと、それを聞いていく上で年齢要件ですね、小さい子供たちについての意見の聴取の仕方についてでございます。これは委員が言われましたとおり、乳幼児について直接意見を聞くというのは、難しいところもあるかと思うんですけれども、やはりそういうところは、幼稚園の先生方とか保護者の方とか、そういった方々の声も聞きながら、できるだけ多くの子供たちの意見を聞いていきたいと思っております。

それと、エアコン設置等、子供たちの意見を関係部局、よその部局に対しても働きかけを行

っているかという点につきましては、やはり子供たちからいただいた意見というのは、子ども家庭局だけで実現できるものばかりではございませんので、そういったところは関係部局にも意見を伝えているところでございます。それぞれの局で、予算措置等の対応を行っていただいていると思っております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 総務企画課長。

○総務企画課長 子供政策に関する意見の割合70%という指標を持っているかというところでございます。

次期こどもプランに関しては、同じ指標は持ってはございませんが、近しいものといまして、自分の意見を周りの大人が聞いてくれると感じているとか、周りに自分の意見を伝えられていると思うという子供の割合という指標はございます。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 中村義雄委員。

○委員（中村義雄君） 最後の井上課長が言った指標があるのに、何%なんですか、目標は。目標設定のこと聞いているんですけど。

○主査（伊藤淳一君） 総務企画課長。

○総務企画課長 まず、自分の意見を周りの大人が聞いてくれていると感じている子供の割合、これは令和5年、中・高生でございます、現状値で84.6%、目標を令和11年度に置いておりますけど、増加という形で置いております。

また、同じ周りに自分の意見を伝えられていると思う子供の割合、これも令和5年中・高生、同じでございますが、72.2%でございます。こちらのも令和11年度の目標として増加という形で置かせていただいております。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 中村義雄委員。

○委員（中村義雄君） ありがとうございます。

超えているんなら、そこまでせんでもいいのかなという気もせんこともないんですけど、頑張ってください。

僕は、一つ思うのは、先ほど、その前の答弁で小っちゃい子供の意見を聞くのに、保護者とか先生のとて言われたじゃないですか。保護者の意見が、果たして子供の意見なんですかねというのが、僕、肝はそこでないかと、むしろ思うんですよ。子供の意見と保護者の意見、一緒ですか。親の意見でしょう。子供のことを思う親の意見であって、そこが違うから子供に聞くんじゃないかというのが、一番大事なところじゃないかなと私は思うんですけど、違いますかね。

○主査（伊藤淳一君） こども政策推進担当課長。

○こども政策推進担当課長 委員言われますとおり、小さくても子供自身も意見持っておりますので、できれば子供たちから直接意見を聞くというようなことも必要かと思っております。ですが、突然知らない大人が行って、すぐに意見が聞けるかと、そういったことが難しい

ところもあると思いますので、そういった場合は保護者の方々がいるとか、幼稚園の先生がいるとか、こういった話し方をすれば、子供たちが意見を言いやすいかとかそういったものも、力を借りながら聞いていくというようなことも必要かと思っております。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 中村義雄委員。

○委員（中村義雄君） だから、申し上げたいのは、実際できるのかという話なんですよ。子供の意見はあるでしょう。だけど、親というフィルターを通すと、本当に子供が思っている意見が聞こえてくるのかと。違う意見になっているんじゃないかということを私は申し上げているわけですね。だから、そこを安易に、親から聞いているから子供の意見と理解することは、非常に怖いことだと私は思っていますので、そこはちょっと考えていただきたいと思います。

エアコンのことは絶対思っていますから、強く小笠原局長から、びしっと教育委員会と都市ブランド創造局に、これは市の方針なんだからつけなさいと言うてください。よろしいでしょうか。

○主査（伊藤淳一君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長 今年行いましたみらい政策委員会の中から、子供たちの意見としても、やはり体育館に冷房をつけてほしいという声は実際に上がってまいりました。私たちもそうだと思います。もちろん、その声も局にはお届けをしております。

あと、局の全体の予算、私ども今年過去最高の額ということと、あと、市の中の構成比を見ても、子ども家庭局の構成比12.6%と一番高くなったんですね。それから、子供のための予算をどうやって増やしていくか、それにつきましては、子ども家庭局が増えるということは、市の予算の全体のパイの中でどう配分するかということになりますので、そこについては、減るところもある。どこを減らせることができるのか、そういった全体の調整を図るということが必要になってまいるかと思っています。

ですので、大きな予算のかかるものが一足飛びに実現することというのは、なかなか難しいところがあるかと思っています。ただ、とはいえ、それが必要だという声が子供たちから確実にあると、実は大人もそう思っているということにつきましては、引き続き子ども家庭局として声を届けていきたいと、そのように思っております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 中村義雄委員。

○委員（中村義雄君） こどもまんなかで意見を聞くことは、非常に大事なことだと思うんですけど、もっと大事なことは、子供の命を守ることですね。快適な環境でスポーツできることとか、レベル的に言うと、もっと大事な話だろうと思うのが1つと。

予算のこと言うと、僕は教育委員会でも都市ブランド創造局でも言いましたけど、今回服部知事は県立高校の体育館に全部エアコンをつけるそうなんです、300億円以上かけて。だから、それは多分頑張ればできる話だろうと思うんで、だからこそ小笠原局長にもっと強く言っ

てほしいということを要望して、終わります。

○主査（伊藤淳一君） 質疑はございませんか。西田委員。

○委員（西田一君） それでは、ただいまの質疑に関連するんですが、予算案、先ほど構成比が局の中で最も多いというような発言だったかな、保健福祉局じゃないのかな。ちょっとそこだけ確認。

○主査（伊藤淳一君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長 最も多いというのではなくて、子ども家庭局の予算として、その構成比が一番大きくなったということでございます。

○主査（伊藤淳一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 分かりました。

前年度より55億円程度増額となっておりますが、まず主要因を伺います。

あわせて、財政・変革局から予算編成に当たって、ノーシーリングとは言っていますが、ある程度、具体的指示があったんでしょう。財政・変革局からどういう指示があったのか、これ僕、先ほどの中村議長と同様の趣旨で、財政・変革局に対してもっと強く言いたいんですよね、こどもまんなかと言っているんだから、きちっと配慮しろということをしてですね、それを前提にして、本来要望したい額、総額ですね、子ども家庭局としては、本当は総額でこれだけ欲しいのに、財政・変革局との兼ね合いで今回の予算額になったというところで、どのようなやり取りがあったのか、金額も併せて伺いたい。

あとは、各分野別にお尋ねします。

まず、我々自民党の予算要望の中に、支援を要する家庭に対する配食サービスの実施というのを上げていました。これ、予算計上はされていません。すぐに予算計上されるとは思っていませんが、こういった要因だったのかというのをお尋ねします。

次、放課後児童クラブの施設の拡充、拡充というのは1人当たりの床面積が狭いところがある、子供が多いところがね。あと、老朽化対策も継続してやらないといけない中で、それぞれ学童保育の現場の声を伺って対応を求めると、北崎課長のところ、非常によく対応してくれています。毎回毎回迅速に対応してくれているので、そこは評価していますが、今回やっぱり我々の予算要望に対しては、増額とはなっていないんですよね。局内のやりくりで多分やるんでしょう。そもそも財政・変革局とどういう協議をしたのか、増額を求めたのか、それとも局内で、現状で何とかやりますということになったのか、教えてください。

あわせて、小倉南区の中学生殺傷事件に対応して、今回思い切った額を防犯カメラで対応という形で予算計上されています。これ、補正かな。各学校に2台ずつ防犯カメラを設置することで、これは本会議でも申し上げましたが、学校の敷地内に学童保育を設置しているところについては、学童保育の子供たちが、帰りが暗くなってからというケースが多いので、そこは教育委員会と十分、学童保育に配慮した防犯カメラの設置を、これは求めます。再度求め

ます。

学校の敷地外の学童、児童館とかありますが、こちらは防犯カメラ要らないんですかというのが質問。ああいう悲惨な事件が起きないように、犯罪の防止に効果のある防犯カメラを学校につけるのであれば、当然、児童館の学童保育にも設置すべきでしょう。なぜつけないんですか。予算計上しないんですかという質問。

今回、学童保育の職員処遇に関して、処遇改善という予算が組まれています。まず確認の質問から入ります。これ、国による処遇改善ということではよろしいのかということです。

次、保育ですね、常任委員会の補正予算審議についても質疑しました。保育士の処遇は、年々上がってきています。やっぱり現場からの声とか、我々政党からの政府に対する要望とかで上がってきています。そこは評価したいと思いますが、今回、政府の10.7%の処遇改善を目指す。これ補正予算ではあるんですが、令和7年度の当初予算というか、令和7年度事業として、令和7年度に処遇改善をいろいろ同時進行でやっていかないといけない中で、繰り返しますが、果たして各保育士が10.7%処遇改善になるのかというところを、再度確認させてください。

それと、有資格保育士の人材不足については、本会議でも議論させていただきました。あんまり申し上げたくないんですけど、有資格者に限定していれば十分な雇用が、職員配置基準が組めないという中で、再度お尋ねしますが、無資格者の保育補助者について、令和7年度でどのように対応していくのか。ごめんなさい、重ねてになりますが、お願いいたします。

それとあと、まだ現場の課題っていろいろあるんですが、働き方改革が提唱されて久しいですが、給料という意味での処遇は年々上がってきていますが、まだまだ、例えばお休みであったりとかという部分では、残念ながら現場で、なかなか十分な対応ができていないのかな。例えば、4週6休であるとかという保育園がまだまだありますんで、一般的な週休2日制の実施というのはなかなか遠いのかなという中で、現場とどういう対話をして、どういった改善に向けて進んでいくのかというようなことをお聞かせいただければなと思います。

それとあと、保育園の、認定こども園もそうなんですが、入所の際に各区の窓口によって、あるいは担当者によって対応が違うというケースがありますんで、今後どういう対応していくのかというのをお尋ねします。

それと次、子ども基本条例について、4月から、我々議会で可決した子ども基本条例が施行されます。従来述べてきたように、条例では、現場や当事者、保護者をお招きしてお声を伺って、それを条文に反映させてまいりました。それを踏まえて子ども家庭局の該当箇所、該当する条文にどのような対応をしていくのか、これは各条文ありますんで、まずは全体的な対応を伺いたいと思います。

それとあと、資料要求していました次世代投資枠に関してです。

左側の予算組替えに関するもので、類似事業の相乗効果の推進の部分で、令和6年度には計

上していたんだけど、令和7年度がゼロとなっているところがあります。いずれも子育て政策なんて、これ継続して根気強くやっていくもんだと思いますが、このゼロになっているところ、これやらなくていいんですか。あるいは、右側の次世代投資枠で、実はこういう事業で同様の事業をやっていきますということなのかというのを教えてください。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 時間も近づいておりますので、ちょっと早いですけど、ここで休憩に入りたいと思います。再開は午後1時からいたしますので、御協力をお願いします。休憩に入ります。

（休憩・再開）

○主査（伊藤淳一君） 時間になりましたので、再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。午前中は、西田委員の質問で終わっておりますので、当局の説明から入りますので、よろしくお願いします。総務企画課長。

○総務企画課長 まず、前年度から55億円増となった要因というところがございます。

増の大きな要因といたしましては、まず児童手当が約29億円の増です。それから、施設型給付、保育所、幼稚園、認定こども園、これ全て合わせたもので約24億円の増となっております。

また、予算要求に対してどのようなやり取りがあったかというところがございます。また、金額も含めてでございます。

まず、予算につきましては、子ども家庭局としましては、市民の皆様や各種団体とのやり取りの中で把握したきめ細かなニーズであるとか、市議会でのこれまでの議論などを踏まえて作成をしております。

子ども家庭局として、子供と子育てを社会全体で応援するこどもまんなかcityを実現するため、子供や子育てのステータスを上げ、当事者目線を大切にした施策に取り組んでいくこととしております。12月9日に市のホームページに子ども家庭局の予算要求内容をアップさせていただいておりますが、一般会計の予算要求総額として754億500万円となっております。これは、職員費を除いた金額となっております。また、要求に対して財政・変革局からは、市全体から見て、来年度実施する必要性や優先度がある事業なのか、費用対効果のバランスが取れているかなどを判断されて、今回の一般会計構成比12.7%という結果になったものと考えております。

続きまして、子ども基本条例について、各条文への対応でございます。

子ども基本条例につきましては、本年4月1日から施行されます。各章立てで、子供にとって大切な権利であるとか子供の権利保障、子供の健康及び成長発達のための取組などありますが、既に必要な措置が行われているもの、また、来年度以降、予算措置が必要なもの等もあります。今後、こういった形で検討などを行っていくのか、考える必要があると考えております。

それから、次世代投資枠と、あと見直し枠でゼロとなっているものの関係でございます。

今回見直し額、左側が約4億3,000万円、右側が約8億7,000万円というような結果でございますが、令和7年度の予算の模様替えにおきましては、子育て当事者の目線に立った施策への変革、働く親への支援を充実させる方針の下、費用対効果を踏まえた事業の見直しを行っております。

例えば、育ちのはじまりサポート事業では、出産前後の支援体制の強化及び提供体制の充実を図るため、ペリネイタルビジット事業の見直しを行うとともに、出産前後の支援強化の一環である産後ケア事業、新生児期に行う検査への助成等強化をいたしております。これにより妊産婦の不安、負担軽減につなげていくことを考えております。

左側の事業としては不育症検査費・治療費助成事業、妊娠・出産・養育に係る相談支援事業、産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業、これを組合せ、統廃合いたしまして育ちのはじまりサポート事業という形で行うようにしております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長 要望でいただいております児童相談所等が支援を要する家庭との信頼関係を構築するため、配食サービスを実施するものに対して答弁させていただきます。

児童相談所の対象となる方と信頼関係を構築することは、大変重要なことと考えております。まずは、子供や保護者の話を十分に傾聴し、共感することなどにより、信頼関係の形成に努めているところでございます。また、家庭の状況を踏まえまして、食料支援を含む団体や行政サービスにつなぐなど、関係機関との連携も緊密に行っているところでございます。

今後も職員の人材育成等に努め、家庭との信頼関係を形成し、ニーズに寄り添った支援に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長 予算の面で、放課後児童クラブの老朽化対策というところと、それと防犯カメラの件、そちらについてお話をしたいと思います。

拡充としての打ち出しはしておりませんが、施設拡充や老朽化対策に対して教室改修工事、あと増改築、状況に応じた計画的な補修整備に向けて予算要求を行っております。

中身としましては、放課後児童クラブ整備費ということで、既存で対応できず、小学校の改修等を伴うような場合です。こちらにつきましては、今回3つのクラブで実施するような形になっております。

それから、放課後児童クラブ整備費の臨時ということで、これが大規模な改修ということで、次年度、西小倉のなかよし学童クラブ、これはクラブ棟の増築ということで1億3,000万円計上させていただいております。それから、小倉南区のくずはらっこ放課後児童クラブの新棟を建てるということで、これも基本設計の分をあげさせていただいております。

さらに、放課後児童クラブ管理費、これは債務負担の分ですが、実は学校敷地内でプレハブのリース物件で教室を確保しているところもございます。吉田、菊ヶ丘、松ヶ江南、ひびきの、守恒、こういったところがプレハブのリースでプラスアルファの教室を確保させていただいておるところでございます。これにつきましても、しっかりと対応させていただいているところです。

それから、軽微な工事とかで放課後児童クラブ改修ということで、これにつきましても前年同様、これは児童増に伴うかばん棚とかげた箱とかトイレ、アスファルト等舗装、そういったものに充てられるような予算となつてございますが、これにつきましても3,000万円ということで、去年と変わらず計上させていただいております。

それから、防犯カメラの御質問いただいております。

防犯カメラにつきましては、これは我々も小倉南区の事件を受けまして、複数の放課後児童クラブから相談をいただいております。市からも、可能な限り防犯カメラ設置してくださいということで、通知もさせていただいたところでもあります。

この防犯カメラ設置につきましては、施設全般の維持管理等に活用できます管理補助金というのが、要は本体の委託料と別にごさしまして、上限10万円を交付しておるところでございます。各クラブに対しましては、この管理補助金を使いまして積極的に設置してくださいというようお願いをしております。現在、130クラブ中70クラブが設置をしているようなところでございます。ただ、理想はやはり全クラブということになりますので、引き続きお声かけをさせていただいて、130クラブを目標にやっていきたいと考えております。

それと、防犯カメラのほかに、要は人感ライトとかも、これも防犯上効果的と考えておりますので、それにつきましてもお勧めして、積極的に活用していただきたいと考えております。

それと、すみません。先ほど私、答弁の間違いをしておりました。先ほどクラブ改修費3,000万円と申しましたが、ちょっと大き過ぎて300万円ということでございます。申し訳ございません。これも例年並み、今要求しておるところでございます。

それから、学童の処遇改善につきましては、今回、拡充ということで上げさせていただいております。これは国の、新しいメニューによるものかということで御質問いただいたんですが、特に国からのものではありませんが、もともと職員給与、会計年度の職員の給与をベースに、そういった給与の算定をしておりますので、今年度も給与改定があつていますし、それに倣ってしっかりと措置をさせていただいたというようところでございます。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 保育士の処遇に関して、まず補正予算を踏まえて、保育士の給与が全員10.7%上がるのかという御質問についてお答えしたいと思います。

今回、令和6年度の人事院勧告に伴い補正を組ませていただきましたが、この金額が公定価

格の算定の基礎となる職員の人件費が10.7%程度引き上げられるということです。その増額改定分による支給額は、賃金改定に充てなければならないとはなっておりますが、それは公定価格上の保育士以外にも職員がいることを考えますと、全員が必ず10.7%上がるというわけではございません。

それから、次の質問で、今回保育人材雇用支援事業について、無資格者の補助についてという御質問をいただきました。

こちらの事業は、今回新規予算であげさせていただいております。具体的には、保育所等が保育士資格を持たない保育補助者を雇用する際の費用を助成するものでございます。この保育士資格を持たない方ですが、一応北九州市としては、子育て支援員研修という一定の研修を受けることを要件とさせていただきまして、これによって保育の安全と質の確保していきたいと考えております。この保育補助者が保育の現場に入ることによって保育士の皆様の負担軽減につながり、働きやすい職場環境づくりにつながっていけばと考えております。

あわせて、働き方改革についてどういうふうに考えているかという御質問をいただきました。

保育所は土曜日も開いておりますので、交代で休暇を取得しているという形になります。保育士の皆さんが、現状の4週6休というのがやっとで、なかなか週休2日が確保できていないということは、私どもも承知しております。

昨今、一般企業が週休2日が広がる中で、保育士の金銭面の処遇が一定程度改善されたけど、なかなか待遇面、休日面の働き方改革が今から、まだまだだという御意見もお聞きしております。私どもとしましては、保育所連盟の皆様とも協議をしながら、例えば、うまく取れているという園もあるようにお聞きしていますので、そういった園はどういった工夫をされているのかとかお聞きしながら、まずは実態を把握して、どういったことができるのか、例えば、交代で休みを取った場合の代替職員の補助ですとか、いろんなやり方がないかということは今後研究していきたいと考えております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 認定管理担当課長。

○認定管理担当課長 保育所、認定こども園等の児童が入所する際の各区役所から施設に提供される情報について、取扱いがまちまちなのではないかと御質問についてお答え申し上げます。

保育所の入所に関しましては、各区役所において、保護者の方から入所の申請をいただきまして、それに基づき、各福祉事務所長の責任の下、優先順位を決定をさせていただいて、その後、各施設の面接等を経て、入所が決まっているわけですが、やっぱり各区役所、申請いただいた段階でそれぞれの児童、それから御家庭の状況というのは、いろんな情報をいただきます。家族構成ですとか児童御本人の状況なんかの情報を、ある程度、区役所でしっかりといただいた上で、入所の優先順位というのは決めているところでございます。

委員から御指摘いただきましたように、施設の側が受入れに当たって、職員の体制ですとか安全面の配慮ですとか、そういったところを検討いただくに当たっては、そのような区役所で持っている情報を一定程度お示ししたほうがスムーズですし、利用者、施設、双方にとってメリットがある部分も大きいのではないかと考えております。

そこは、各区でまちまちになるという状況は好ましいことではございませんので、今後、提供できる情報の範囲をきちんと整理した上で、統一して情報が出せるように検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 西田委員。

○委員（西田一君） ありがとうございます。

まず、予算の大枠の部分で、先ほど御説明いただきました。児童手当29億円、施設型給付24億円の増というところで、基本的には国の増額による予算額の増ということですよね。これ別に皮肉を言うわけではないんですが、やはり市の中でどれだけ子供に予算を割いて、それをもってこどもまんなかとするかだと思いますんで、例えば、どこかと比較するとしたら、同じような人口規模で、同じような年齢構成の政令市、本当に限られるんだろーと思いますけど、そこと比べて、子供予算が全体の何%であるとか、そういった発信をしないと、北九州市は子供予算頑張っ取って、子供政策やっているんですよと言われても、厳しい言い方ですが、実際はどうなのと。だって、児童手当29億円、施設型給付24億円って、これ全国どこでも配分されるお金ですよね。だから、そういう意味では財政・変革局にも言いたいんだけど、こどもまんなかを推進するに当たって、子育て環境を充実するんであれば、やはりここは子ども家庭局に対して、これだけ確保しましたよと、市独自でこれだけ工夫をして、組替えをして、確保しましたよということが発信できないと、なかなか、少なくとも私は納得できないというところなので、これは先ほど議長の意見にもありましたように、財政・変革局にもこういう意見があったというのは強く言っておいてほしいですよ。

そんな中で、予算要求が754億500万円というところで、これ予算要求の754億円というのは、先ほど申し上げた国の予算増というのも入っていたんですね。

○主査（伊藤淳一君） 総務企画課長。

○総務企画課長 国の予算増も入っております。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 西田委員。

○委員（西田一君） はい、分かりました。

というところで、まあまあ頑張ったんだろーなと思いますけど、先ほど述べたようなことです。ぜひ財政・変革局にもお伝えいただきたいなと思います。

次、配食サービス、先ほど御説明の中には、例えば、食料支援やっている団体とも協力してということだったんですが、僕が見に行った神戸市の事例ではきちんと、あれチルドだったかな、計画的にというか、きちんと支援を要する家庭に配食して、そこで、まずきちんと栄養を

取ってもらって、配食をすることによって要支援家庭との信頼関係を築くということなんですよ、これで一定の効果が出ているというところだったんですが、そういうことしなくても、北九州市としては十分に対応できているという認識でよろしいですよ。

○主査（伊藤淳一君） 子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長 私どもとしては、自分たちがいろんな相談手法等を身につけることによって、相手方の話をしっかり聞いて、信頼関係をつくっていくということを努力させていただいているところです。相手方によって、どう受け止めているというところは聞いていないところもあるんですけども、繰り返しになりますが、信頼関係の構築に努めているところでございます。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 家庭によって、例えば、届いた食料によってお母さんでもお父さんでも調理できる場所もあれば、そこまでにいかないところもあります。例えば、誰が御飯つくってあげるのかという疑問も、やっぱりケース・バイ・ケースですけど残りますんで、私としては、きちっと出来上がった食事を温かくして食べられるという、そういうシステムがあるにこしたことがないなと思っておりますが、今後御検討いただけたらと思います。

それと、放課後児童クラブについて、いろんな施設整備であったり修繕であったりという御説明はいただきました。御相談いただくたびに、きちんと対応していただきますんで、それはありがたく思っておりますが、防犯カメラについて、例えば、今回各学校に2か所設置するというので、たまたまというか、防犯カメラの恩恵を受ける学校施設内の学童もあるのかなと思っております。これは、だから、当然公金なので、学童の内部留保から支出するという事ではないですよ。

一方で、児童館、学校の敷地外にある児童館で防犯カメラがついていないところもあると思うんです。すると、子供の安全を守る、そこに公金を支出するという行政の公平性ですよ。だから、学校の施設内にあって学童保育運営しているところ、しかも、そこに防犯カメラがついていなければ、これ施策の恩恵を受けるということなんですよ、恩恵を受けるという、公金の支出の効果はそこで生じるわけですが、一方で、学校施設の外にある児童館等の学童保育は自腹を切らないといけない。公平性に欠けると思うんだけど、どういう見解ですか。

○主査（伊藤淳一君） 居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長 基本的には、防犯カメラをつけたいというような御相談があるんです。学校内、学校外によらず、そこは対応していこうとは考えておるところではありません。

委員がおっしゃったのは、要は、学校内でもう事足りた、そこには投資しないで、ほかのところには、自分たちでつけなさいとか、そういったことになったら、不公平じゃないかということで、よろしいですかね。そこは、まず我々に御相談いただければ、どういうふうにしてい

くのか、管理補助金を使っていたのか、それか余剰金で使っていたのかというところは、個別にちょっと対応させていただきたいとは思っております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 学童によって、当然剰余金も違うでしょうし、どうつけるかというのも対応が違うかもしれませんが、少なくとも、先ほど僕が申し上げた論点で行くと、子供の安全を守る。あんな悲惨な事件があったから、そこに早急に公金を支出するという意味ではどうなのか。そこは、ぜひ検討すべきであると申し上げておきます。今後どうするのかというのは、また、聞かせていただければと思います。

次、学童クラブの処遇改善、市の会計年度職員の処遇アップに合わせて行うということで、確かに対応としてはありがたいんですが、子ども基本条例における学童保育の支援員の処遇の改善、条文に努力義務規定を入れていますが、これは、もちろん今回のような対応も、すべきなのですが、やはり他の、例えば保育園であったり、認定こども園であったり、幼稚園であったり、市の単費補助によって一定の処遇改善、直接もそうですし、間接的な部分も含めて処遇改善をやっていると思うんですね。

例えば、保育所、認定こども園で処遇改善に係る補助、単費補助ってどれぐらいやっています。ざっとでいいですよ。

○主査（伊藤淳一君） 運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 申し訳ありません。処遇改善事業、かなり多数になっておりまして、ざっとという状況が、すみません。すぐ出ないんですが、申し訳ありません。

○主査（伊藤淳一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 学童保育に関して、単費の処遇改善事業って何かありますか。

○主査（伊藤淳一君） 居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長 放課後児童クラブの事業自体が、国の補助事業ということで始まったところもございます。それで、今のところは市の単費のみでというのは、メニューとしては具備されていないというのが実情でございます。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 学童保育の支援員の先生方、学童保育事業も、今や女性の、女性だけじゃない。とにかく働き手不足の中で、人手不足、人材不足の中でお母さんにも絶対、絶対というか、極力社会で活躍してもらわないといけない中で、学童保育というのは、もはや欠かせない本市のこどもまんなか政策の中核をなす事業であると僕は考えています。であれば、今後、市がこどもまんなかをうたうのであれば、当然学童保育の支援員の先生方の処遇改善に関しても、単独事業、単費補助を僕は強く求めます。強く求めます。やっぱりこの処遇だと、一生の仕事にできないという声をたくさん聞いてきました。これ以上、手をこまねいているようでは、こどもまんなかと言う資格はないと思うんで、今年度中に何とか単費補助の道筋もつけて

いただきたいと思います。

次、保育の10.7%改善というところで、今課長から具体的な御答弁をいただきました。ほとんどの園が10.7%改善ということには、多分ならないんだろうなと思います。

常任委員会でも申し上げましたが、その10.7%上がらなかった、上がっていないじゃない、私ってなったときに、やっぱり先生方の落胆というのは相当あるのかなと思っております。だからといって、じゃ、10.7%絶対上げてくださいということは、当然現場には言えないわけで、ここはぜひ執行部の皆さん、それから我々議会も、国、政府に対して、この矛盾をきちっと指摘して、10.7%と言ったんだから、ちゃんと皆さんが10.7%上がる予算措置、財政措置をしてくださいというのは、言い続けたいといけなと思っています。これは要望であり、意見です。

あとは、保育士の4週6休に係る、これも処遇改善ですよ。やはりそこは相当、まだまだハードルが高いのかなと思っております。例えば、結果として4週7休とか4週8休になるのかどうか分かんないですけど、やっぱり保育園って、幼稚園と比べて土曜日稼働しているんですよ、土曜日に稼働しているし、たとえ学校が台風で全市、全校休校になったとしても、保育園は開いているといったところで、やはり非常にそういう意味では、保育士に負担がかかっているということもありますんで、例えば、土曜日はお家で子育てしませんかとかというチラシを保護者の皆さんに配って、できるだけ土曜日はお子さん、お家で見てくださいねと。せっかく土曜日、会社も休みだし、子供を預けてゆっくりしたいなとか、何か余暇を楽しみたいなとかおありでしょうけど、そういったチラシとかPRも、もうこれ現場を悪者にできないですから、勇気を出してやっていただきたいなと思います。

それと最後、保育園の入所に、区によって、あるいは担当によって対応が違うということを知りますんで、区役所の窓口の皆さんのお考えとかも尊重しないといけなんでしょうけど、やはりここは一定程度というか、対応を統一していただいて、統一するに当たってはやはり現場、あるいは入所児童、保護者にできるだけ柔軟な対応をしていただきたいと思います。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 総務企画課長。

○総務企画課長 すみません。答弁の訂正がございます。先ほど西田委員から、12月9日時点の要求額に児童手当、施設型給付は含まれるのかという質問ございましたが、児童手当の増は含まれておりますが、施設型給付に関しては12月9日時点、まだ不確定でございましたので、含まれておりません。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 西田委員。

○委員（西田一君） ということであれば、やっぱり20億から30億、要求に対して届かなかったということでもいいんですか。

○主査（伊藤淳一君） 総務企画課長。

○総務企画課長 この時点では含まれておりませんが、最終的な予算では、国のお金ではございますけど当然含まれております。

○主査（伊藤淳一君） 西田委員。

○委員（西田一君） あ、ごめんなさい。僕の聞き方が悪かったです。

結局、財政・変革局に要求した額と実際の予算額の差を知りたいんですよ。今回の予算額が要求したとおりの額になっているんですかね。

○主査（伊藤淳一君） 総務企画課長。

○総務企画課長 財政・変革局に要求した額、この時点で施設型給付は含まれておりませんが、754億円でございます。実際に、今回の予算から職員費を除いた額が763億円でございます。ですから、施設型給付を含めると、770何がしかの要求額になっていたであろうと思われます。

○主査（伊藤淳一君） 西田委員。

○委員（西田一君） とすると、金額だけ聞くと、大体要求額どおりになっているということですかね。

○主査（伊藤淳一君） 総務企画課長。

○総務企画課長 細かくはじかないと分かりませんが、近い数にはなっているのかなという感じもします。

○主査（伊藤淳一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 数字は、また、正確なところ分ければ、後で教えていただければと思います。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 質疑を続けます。ございませんか。いいですか。自民党いいですか。では、公明党の松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） 公明党の松岡です。よろしくお願いします。

まず、私から子ども家庭局に、子供の居場所については本会議で質問をさせていただいて、もう時間のない中、国の手挙げを準備していただいて、全力で取り組んでいただいて、心から敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

私から4点だけ、ちょっと質問させていただきたいと思います。

まず、富士川委員からも本会議にもありましたが、北九州市子ども基本条例が議員提出議案で12月で可決し、4月1日から施行ということで、西田座長の下に公明党会派も3名、委員の中に入れさせて、私もその中で議論させていただいて、成立したことを大変うれしく思います。この周知徹底について富士川委員への答弁にありました子育てに関する情報提供の充実事業が令和7年度で500万円。その中で、子ども基本条例や子供の権利、こどもまんなかスイッチなどを掲載した1万枚の下敷きを作成し、配布するということでもあります。このことと、また、これ以外にももっと分かりやすいホームページで子供版とか、分かりやすいパンフレット

とか、あと、ユニセフで子ども権利カードみたいな、これは条約とかですけど、こういったものに踏み込んで、さらに検討し、分かりやすいものがないのかなと思っているんですけども、見解があれば教えていただきたいと思います。

また、こどもまんなかスイッチ、市長が掲げる子ども憲章から派生して、こどもまんなかスイッチということでなったと思いますが、教育委員会とダブるような、私もPTAをやっているんですが、教育委員会にも子どもを育てる10か条という同趣旨のものがあって、これとの関連性とか、どういう立てつけとか、考え方を整理すればいいのかというのを教えていただきたいなと思います。

また、令和7年度に予算要望ということで、公明党会派として予算要望をさせていただきましたが、子供の権利を守るために権利擁護の指導、是正体制や第三者機関などの設置体制を構築することということで、私も本会議で令和6年度質問させていただいて、私自身もこれ整理が要るんだろうと思います。実は、様々虐待に関する条例の中でもそういう権利擁護とか、いじめに関する教育委員会が持っているとか、オンブズパーソンとか様々、子供を守る第三者委員会それぞれあるんですけども、なぜ予算要望しているかという点、進んでいる都市では、川崎市とか相模原市とか札幌市においては、権利救済委員会、権利擁護委員会なるものを、20政令市のうちつくっているところがあります。やはり進んでいる都市では、こういった権利擁護に関する委員会をしっかりと子供の権利を守るべきだという、実効性あるものにすべきだという趣旨で、政令市でつくっているところがあります。

子ども基本条例の検討会の中でも、弁護士からも、権利を守るような第三者機関が必要じゃないかみたいな御意見もありました。ぜひこういったところは、確かに私自身も勉強していく中で整理しないと、これダブってしまって、じゃ、どこなのというところは非常にあるんだろうなと。先頭に立つのがやはりこどもまんなかcity、子ども家庭局じゃないかなと私は思っていて、その中の子供の権利を守るというのは、やはりこの部署で考えていただきたいなという思いもありながら予算要望もさせていただきます。その検討状況とか今後の整備の在り方とか、令和7年度、どう考えていくかというのを教えていただければと思います。

最後に、昨年12月14日の例の小倉南区で起こった事件がございまして、委員の先生方、様々ありましたけど、ハードについて、防犯カメラ等西田委員からもありましたけども、ソフト面で令和6年度やってきたことと、令和7年度こういった子供の命を守るソフト的な体制とか連携強化、警察とか地域とか、あと、放課後児童クラブとかいろいろ持っていますけど、こういったところで、今後この事件を受けて考えていっちゃって、令和7年度、また体制強化とか連携体制あれば教えていただきたいと思います。以上4点です。

○主査（伊藤淳一君） 総務企画課長。

○総務企画課長 まず、子ども基本条例の周知に関してでございます。

先日の議会におきましても、富士川議員に答弁いたしました。子ども基本条例や子供の権

利、こどもまんなかスイッチなど掲載した下敷きを市内の小学6年生を対象に1万枚、これはもう作成し、配布することとしております。時期に関しては、今のところ、秋口ぐらいを予定しているところでございます。

それからまた、子ども基本条例、4月1日から施行されますので、市のホームページにも掲載することで準備を進めております。あと、来年度何らか、一般市民の方に周知するようなどころには、また、こういった情報も載せていきたいと考えております。

それから次、まず子供の権利を救済するための第三者機関についてでございます。

これも、9月議会で松岡委員から御質問を受けましたが、まず第三者機関につきましては、全国50の自治体で今設置をされているところでございます。子供や保護者にとって、このような機関というのは、学校や既存の行政機関と異なる立場や目線から相談できるといったメリットもございます。ただ一方で、法制度の基盤がまだ十分に整備されていないというところもございます。そういった課題も指摘されているところでございます。ただ、いずれにしましても、子供をめぐる様々な課題というのは、権利保障の視点から取り組むというのは非常に重要であると考えております。

令和7年度、こういったことを考えているのか、まだちょっと具体的にこういったことというのはございませんけど、今後、権利擁護を目的とした第三者機関につきましては、法整備などに関する国の動向をまず見ていきたい。それから他都市の実情、今御紹介ありました他の政令市の実情なども踏まえて、研究をしてまいりたいと思っております。以上です。

○主査（伊藤淳一君） こども政策推進担当課長。

○こども政策推進担当課長 子どもを育てる10か条とこどもまんなかスイッチの関連性について御説明いたします。

教育委員会で策定しております子どもを育てる10か条につきましては、家庭や地域の教育力の向上を目指す子育てルールということで定められていると承知しております。したがって、子供や子育てに関係している方々を主に対象として使われているものと考えております。

一方、こどもまんなかスイッチにつきましては、日頃、子供や子育てに関わっているか否かに関わらず、広く社会全体にアクションを呼びかけるものと考えておりまして、子供が育つ地域、子供を取り巻く環境をつくっていくようなものと考えております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） こども若者成育課長。

○こども若者成育課長 小倉南区における痛ましい事件の後のソフト施策についてです。

そのものずばりというのはなかなか難しいんですけども、私どもでは、子供の健全育成のために北九州市子ども・若者支援地域協議会、これ実務者会議というのを開催しておりまして、こちらはいろいろな団体、生活改善の団体でありますとか、例えば、民生委員であったり、子ども総合センターであったり、それから精神保健福祉センター、そういった行政機関だけじゃなくて、県警の北九州少年サポートセンターであるとか、そういった就労関係の機関も含めて

実務者の会議、年4回開催しております。これらの中身にも、そういった子供を守る活動というのにも入ってまいりますので、その中でもしっかりとこの地域の連携、今後ともしっかりと対応していきたいと思っています。

もう一つあるとすれば、私ども少年補導委員という活動を支援しておりますというか、私ども事務局でやらせていただいております、これが各地域に少年補導委員、今全市で150名ほどいらっしゃるんですけども、そういった方々が日々地域の見守り等を行います。その中で、特段の問題等がありましたら、地域の警察署、例えば、小倉南区であれば小倉南警察署の生活安全課になるんですけども、そことの連絡調整をやりましますし、逆に不審者の情報とかがあれば、地域に警察から連絡いただくことがございます。そういった意味で、警察も含めてですが、地域との連携についても、今までもやってきたんですけども、今後もしっかりとやっていきたいと思っております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君） ありがとうございます。

まずは、子ども基本条例の周知徹底については下敷きということで、秋頃ということで分かりましたが、もっとさらにホームページの充実とか、分かりやすい子供版のホームページ、分かりやすいパンフレット、紙にするとお金かかりますけど、ここらは協議していただいて、ユニセフでは子どもの権利条約に基づくカードとか分かりやすいものが出ていますので、ぜひ研究、検討していただければと思います。

こどもまんなかスイッチと子どもを育てる10か条、非常に似ているんですけど、教育のルールということで周知徹底、同じ趣旨だとは思いますが、広くPTAにも、こどもまんなかスイッチにもいろいろ考え方とか周知をしていただければと思います。

第三者委員会についてはこれ、私もかなり整理しないと、国の動向といいますけど、同じような趣旨で、かなり重層的にいじめ、虐待、オンブズパーソン等、あと、これがどういう形で子供たちの権利を守るために機能的に働くかというのを、他都市も研究して行って、また、国の動向も見えていながら、子供の権利を守っていくのかというのを、ちょっと私自身も研究していきたいと思えますし、これが私は必要じゃないかなと思っておりますので、一緒に勉強させていただいて、もし形としてできればと思っておりますので、よろしくお願いします。

ソフト施策については、これは本当に重要で、今までもやっているんですけど、やはり警察との連携、青少年を守る体制の強化にさらに努めていただければと思います。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 岡本委員。

○委員（岡本義之君） 私から1点だけ、子ども医療費の負担軽減についてお尋ねします。

本会議で、代表質疑で成重団長から、この問題を尋ねさせていただきまして、小笠原局長の答弁を中心に質問したいなと思います。

復習の意味で、小笠原局長がどう答弁されたかなんですけど、北九州市では、段階的に助成

内容を充実し、対象年齢の拡充や所得制限の廃止を行ってきたと、そのとおりだと思います。直近では令和3年4月に、県の助成対象の拡充に合わせて通院の助成対象を中学生まで拡充した。令和4年1月からは、北九州市独自に通院及び入院助成対象を高校生まで拡充してきましたという答弁をいただきました。この拡充で、令和5年度助成額実績ベースで、生まれたときから高校3年生まで、18年間で軽減される保護者負担が55万円だったと。保護者にとっては、一定の負担軽減につながっているものと考えていますと。子ども医療費のさらなる拡充につきまして、方向性は望ましいと考えているが、持続可能で安定的な制度とするための財源確保が必要でございます。仮に完全無料化の場合は約10億3,000万円、福岡市と同等の拡充を行った場合は約5億3,000万円が必要になる計算と試算していきまして、引き続き財源確保策も含め、研究すべき課題と認識しておりますと言われました。若干違っていたら、すみません。

この完全無料化の場合と、福岡市並みならワンコインですね、500円並みにした場合、10億3,000万円と5億3,000万円って計算、試算されていますけど、これ、もしそれぞれやったら保護者負担は、さっき言った令和5年度実績で幾らぐらい、さらに負担が削減される、軽減されるのか教えてください。

もう一点、この後、北九州市における子ども・子育て支援は、国の政策を待つだけでなく、第2子以降の保育料無償化をはじめと、続いていくんですけど、第2子以降の保育料無償化も、これ福岡市は令和5年4月からやって、北九州市は令和5年12月ですね。市長の公約でもあったわけですけど、福岡市に一步先行かれておるわけですよ。子ども医療費もワンコインでやっている福岡市に一步先行かれていると。これ、福岡市はたしか令和6年1月からやりますから、約1年間ずっとその姿を見てきたんですね。であるのに、まだ研究すべき課題という認識でしかないのかって、私は本当にふと思ったわけです。

これじゃ、下手したら次の市長の公約にするために残しておるのかと、そこまで考えてしまうというか。これ、ぜひここ研究じゃなくて検討する課題と、一步進めていただきたいと思うんですが、見解をお聞かせください。

○主査（伊藤淳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 委員お尋ねの最初の点、自己負担額、まず完全無償化の場合と福岡市同等の場合の保護者負担の改善額というか影響額、ちょっとすみません。今手元に資料がなくて、ちょっと試算が難しいので、また後ほどお答えできればと思っております。

それから、福岡市が先行してということで、一步一步遅れているんじゃないかと。高校生までの拡充は、我々令和4年1月にやりまして、福岡市が令和6年1月ということで、2年先行していたわけですけども、自己負担額が福岡市はワンコインということで、ちょっと追い抜かれた形にはなってございます。

繰り返しになりますけれども、福岡市と同等の制度に拡充した場合は、5.3億円の負担額ということで試算しております。これが今35億円の令和7年度当初予算、一般会計のうち26.5億

円ということで、合わせますと32億円ぐらいの、毎年そういった財源が必要になるということで、本会議の答弁の繰り返しになりますけれども、やっぱり安定的で持続可能な財源確保策というのをしっかり検討したい。あ、検討と今申し上げましたけど、検討してまいりたいということでございます。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長 御答弁させていただく内容、課長が言ってくれましたので、私から個別にお答えするということではないんですけれども、やはり子ども家庭局としては、少しでも子育てをする際の経済的負担であったり、そのことから少しでも軽くして、子供を産み育てやすい環境をつくりたいというところは、本当にそう思っております。

それが研究なのか、検討なのか、非常に議会用語として使われているようなところもあるんですけれども、正直申し上げて、安定的な、継続的な予算として、私どもとしてまだ確保できている段階に来ていないということで、検討という言葉を使わせていただきましたけれども、やはり課題として、そこについて、より、子ども家庭局としては進んでいきたいという気持ちは持っておりますので、今後もそのように進めてまいりたいと考えております。

○主査（伊藤淳一君） 岡本委員。

○委員（岡本義之君） お二人、答弁ありがとうございます。お気持ちはすごくよく分かります。拡充に向けた方向性が望ましいと思っていることもよく分かりました。ただ、表現できるかできないかは別にして、ぜひ財政・変革局にも強く申し上げていきたい、市長にも英断してほしいぐらいの、局としてそういう思いをしっかりと持っていただきたいという気持ちであります。

私が、本会議とかこういう機会でウェルビーイングの話をよくさせていただいたきっかけとなったのが、もう皆さんも知っているように東京都の品川区の取組です。令和6年度から事業を見直して20億円近いお金をつくり出して、それをウェルビーイング予算と銘打って事業を展開していった。令和6年度に最初に、日本で初めての取組だと思いますけど。やった結果、区民の満足度が7.9%も引き上がったんですね、令和7年度もさらにやろうとしています。でも、柱の一つに、社会全体で子供と子育てを支えるというのがあるんですけど、令和7年度もすごいんですよ。お金あるとすごいなと思うんだけど、1つは、中学校の標準服、制服を所得制限なく無償化すると。これ23区初の新規事業です、1億143万円。修学旅行費を所得制限なく無償化、都内初新規、これ1億3,559万円と。それから、オール有機野菜による学校給食の提供、これ全部教育委員会絡みになりますけど、これも都内初。所得制限のない給付型大学奨学金の創設とか、すごいなと。朝の児童の居場所確保、朝食支援、これも都内初。オンラインMy助産師による伴走サポートでの産前産後の不安解消と、妊婦・産婦歯科健康診査での歯のクリーニング、もうすごいんですね。

私は、だから市長に、令和6年度も聞きましたし、今度も聞きましたけど、市長が予算でウ

エルビーイングの施策に資する事業は何ですかって聞いたのを、これ市長が言ったことが本当にこういうことも高めたことになるかって、じきに結果が出ますから。やっぱり言うとかないけんなと思って質問させていただいているんですけど。もう品川区は確実に7.9%も引上げさせて、今満足度がかなり高いんですよ、86.1%。北九州市、うちが調べたのは、たしか54.何%でしたから、それを考えたときに、そういった方向に財政を集中していくということも非常に大事じゃないかなと。

確かに品川区というのは、私たちと比べて私立の学校も多いところですし、財政もうちより相当豊かなんだと思いますけど、ない中で私たちもしっかり努力していただいて、本会議でも言いましたけど、少しでも、30代、40代、働き盛り、子育て盛りの負担を減らすことができれば、また、それがいい形で稼げるという方向につながっていくんじゃないかなと思いますので、ぜひとも頑張っていただきたいなと思って、私の質問を終わります。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 小松委員。

○委員（小松みさ子君） 公明党の小松です。2点お伺いさせていただきたいと思います。

まず1点、放課後児童クラブの長期休暇等利用者支援事業で、これが午前8時以前の受入れをしていきますということなんですけども、これは長期休暇のときだけに限るのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

あともう一点、子ども食堂について、現在北九州市内で何か所開設されていて、利用者の近年の推移、教えていただけたらと思いますので、お願いいたします。

○主査（伊藤淳一君） 居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長 まず、放課後児童クラブの長期休暇等利用者支援事業のうち早朝開所ということで、現在、令和6年度は39クラブが8時以前に開所しておるということになっております。ただ、これは長期休暇等ということになっておりますので、それこそ夏休み、冬休み、それと土曜日というところですね。ですから、平日は対応していないということになってございます。

それから、子ども食堂につきましては、令和7年2月現在で79か所ということで、単年で見ますと、今年かなり増加が著しいということで推移しております。

それと、参加人数なんですけど、これはあくまで地元の自主的なところに行政として力添えしているという形になっておりますので、数字とかは、すみません、集約というのはしておりません。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 小松委員。

○委員（小松みさ子君） まず、放課後児童クラブの8時以前の受入れなんですけど、現在、やっぱり共働きの御世帯が増えているということで、子供より親御さんが早く出勤する方が多いということで、近くにおじいちゃんとかおばあちゃんとか見てくださる方がいらっしゃったら、そこから送り出してということもあるかと思うんですけど、やっぱり小学校1年生とか入

学したばかりの子供を一人で置いておくには、この御時世心配だし、どこに預けたらいいかというところで、この放課後児童クラブが、全区がそういうふうに対応していただけるのか、また、できないのであれば、どこに預けたらいいのかというのを教えていただけないでしょうか。

○主査（伊藤淳一君） 居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長 国の補助要綱も、放課後ということで想定をしております。ですので、クラブとしての動きとしては、今地元へ委託ということでやっております。人の張りつけでありますとか、実際、そういった部分でかなり難しいというところが発生しておりますし、物理的にどこを使うのかと、居場所ですね、そこら辺も課題として残っております。今のところ、放課後児童クラブの受皿を使ってというところでは考えておりません。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 子育て支援部長。

○子育て支援部長 小倉南区の事件を受けまして、長期休暇とか休みになると、お子さんが校門の前で放課後児童クラブが開くまで待っていると、そういった状況もちょっと以前から見受けられていましたので、事件以後なんですけれども、各クラブに長期休暇の朝ですね、早朝加算という制度もありますというのと、できるだけ8時より前に開けるクラブを増やしたいということで、子ども家庭局として通知も出させていただいております。ただ、クラブも、朝の人員の確保という課題がありまして、なかなかすぐには対応いただけていないんですけれども、そこは粘り強くお願いをするとともに、やはりお子さんが安心して通えるクラブというのを目指していきたいと思っております。

ただ、平日は、やはり学校を開けていただくのが一番かなと思っておりますので、その辺りは教育委員会とも協議しながら、安全な環境をつくっていききたいと思っております。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 小松委員。

○委員（小松みさ子君） ありがとうございます。

教育委員会とも連携をしていただいて、子供の安全というのが一番確保されないといけないかなと。また、親御さんが仕事へ行くのに、不安を持って行くということのないようにしていただけたらと思います。

あと一点、子ども食堂なんですけれども、現在、本当に物価高が進んでいる中で、子ども食堂は79か所あるということなんですけど、運営をされている方からも、本当に必要な方に子ども食堂の情報が届いていないということを言われていて、子ども食堂の情報、ここにあるよとかというのは、どういうふうな形で発信をされているのでしょうか。

○主査（伊藤淳一君） 居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長 子ども食堂につきましては、まず、市のホームページから、ちょ

つと階層が何階層かございますが、最終的に、子ども食堂のネットワークという事務局を我々がやっておりますので、そこでホームページ、一つつくっております。そこに飛んでいただいたら、北九州市の子ども食堂の場所とか、そういったものの一覧にぶつかるかと思います。

ただ、委員のおっしゃるとおり、これはもっともっと周知していくべきことだと思いますので、その点につきましては、さらに勉強させていただきたいと思っております。

○主査（伊藤淳一君） 小松委員。

○委員（小松みさ子君） もうちょっと分かりやすくというか、飛ばなくても、ぱっと見てすぐ分かるような、今若い人たち皆さん、もう携帯で全部探すので分かると思うんですけど、どこか置いていただくとかも検討していただきたいと思います。

あと一点だけ、食材がフードバンクとか、本当に食材が今足りない状況というのがあったんですけど、子ども食堂は、そういう情報とかはなく、皆さん、ちゃんと食べさせてあげていることができているとかというのは分かりますか。

○主査（伊藤淳一君） 居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長 ちょっと物価高騰の部分も関わっているかと思いますが、そういったところでよく御質問いただくのは、やはり委員のおっしゃったような部分でございます。ただ、一応北九州市の子ども食堂の即応支援としましては、拠点を市内に6つぐらい私も持っております、そこに食材をストックしております。それで、必要があればそこから運んで子ども食堂に持っていくような形にはしております。

ただ、それが時々、食事を欲しい方まで行き届くかという視点でいきますと、そこはやっぱりPRなのかなと思いますので、先ほどと重複しますが、しっかりと広報してまいりたいと思っております。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 小松委員。

○委員（小松みさ子君） ありがとうございます。

この物価高で本当に苦しんでいる方たち、子供たちも、やっぱり食費を減らすというところが、大変な家庭の人は食事を減らすという、お母さんが食べるのを減らしたりとか、子供に食べさせる分を減らしたりとかとなってしまうというのも聞きますので、そういうことがなく、しっかりと食べて、しっかりと勉強してという体制ができるようにしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○主査（伊藤淳一君） 立山委員。

○委員（立山幸子君） 公明党、立山です。よろしくお願いします。

私も2点お伺いしたいんですけども、シン・子育てファミリー・サポート事業というのがあります。こちらは、どれくらいの方が利用されて、サポートを受けたい人数と、また、サポートしている人数というのが分かったら、教えていただきたいというのと。

あと、こども誰でも通園システムというのも、今どういう利用状況なのかということをお聞

きしたいと思います。お願いします。

○主査（伊藤淳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 まず、シン・子育てファミリー・サポート事業につきまして御回答申し上げます。

今、全体の会員数が3,512名、これは令和5年度の数字でございますが、うち依頼会員、援助を行ってほしい方が2,631名で、援助を行いたいという方、援助する側、提供会員と申しまうすけれども、そちらは725名という状況で、依頼も提供もするよという方が156名ということでございます。

○主査（伊藤淳一君） こども施設企画課長。

○こども施設企画課長 こども誰でも通園制度についてお答えいたします。

この制度は、もう御承知のとおりでございますが、北九州市内に住んでいるゼロ歳6か月から満3歳未満までのお子さんを対象に子供の育ちを応援する制度として、国が現在試行事業として各自治体に実施をしてもらっているというような状況で、北九州市は令和6年度、今年度からその試行事業に参加をいたしております。

現在、今回の試行事業につきましては、準備等を行った後、各園、7月1日からの利用申込み、そして8月1日以降の受付開始としました。現時点では北九州市内で保育所、幼稚園、認定こども園の合計14か所で実施しておりまして、8月から12月までの状況ではございますけど、延べ669人が利用している状況であります。

来年度につきましても、今予算を計上させていただいております、少しでも拡充できればと考えているものでございます。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 立山委員。

○委員（立山幸子君） ありがとうございます。

こども誰でも通園は、私もさっきホームページを見たんですけれども、もう受付終了ってなっているところが結構いっぱいあったんですけれども、それはもう、予定人数がいっぱいになっているというようなことなんでしょうか。

○主査（伊藤淳一君） こども施設企画課長。

○こども施設企画課長 2点ほど、今の御質問については答弁したいと思います。

まず1点目は、これは試行事業ということで始めまして、保育従事者の配置も必要になってまいります。施設として、例えば、午前中だけ受入れ、午後だけ受入れとか、1日2人までとか10人までと、様々でございまして、8月以降受入れ開始して、ある程度もう埋まってしまっているという施設も、定期的な利用も含めてございます。月に10時間までの利用ということでございますので、そういう状況も出ているかと思っております。

もう一つ、ちょっと要因もございまして、今回条例で出させてもらっていますけれども、児童福祉法の改正ということがありまして、今実際に事業を行っている施設にも、この事業に対

しての認可行為が必要になる、こういう手続が新たに加わることになっております。条例を議決いただきましたら、速やかにその準備をしないといけないんですけれども、条例の認可の手続には一定程度時間を要するということで、来年度の試行事業についても、何とか夏頃までには開始できるように準備したいと考えております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 立山委員。

○委員（立山幸子君） 結構申し込んでいる方が多いような感じがするんですけれども、先ほども拡充していくということだったんですが、どれくらい拡充していくのか、各区にまた1個ずつとか、そういうことを考えていらっしゃるのでしょうか。

○主査（伊藤淳一君） こども施設企画課長。

○こども施設企画課長 来年度も、国は令和8年度から全国での本格実施ということで、今呼びかけ等を行っているところです。令和7年度も試行実施ではありますが、先ほど申し上げたように、少しでも拡充できればと考えております。予算上の数字ではございますが、今回、令和6年度は14園ほど実施しておりますが、何とか市内で20園ほどに拡充してまいりたい思っております。

各区の御指摘でございますが、現在、各区1か所以上はございます。できればなんですが、これは試行事業でございますので、保育所、それから幼稚園の関係団体とも協議をして、例えば、大規模区とか、そういうニーズが多そうなところというのを中心に、少しでも増やせないかと考えております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 立山委員。

○委員（立山幸子君） ありがとうございます。分かりました。

八幡西区は多分多いんですけど、何か1か所しかなかったみたいだったので、八幡西区の状況とかも詳しく、また、知りたいなと思っております。

あと、シン・子育てファミリー・サポートも、ごめんなさい、サポートする側が、何人だったんですかね。

○主査（伊藤淳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 サポートする側が725名です。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 立山委員。

○委員（立山幸子君） これは、足りているということなんでしょうか。

○主査（伊藤淳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 先ほど申し上げました依頼するほうが2,631名に対して、提供するほうが725人ということで、十分足りているという認識ではございません。やはりこれが、提供会員がもっともっと増えればいいなと考えております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 立山委員。

○委員（立山幸子君） 提供会員というのは、どういうふう募っているんですかね。何か周

知とかがあるんですか。

○主査（伊藤淳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 ホームページであったり、市の公式SNSであったり、あとは、教育委員会を通じて、学校校長会とかで周知を依頼したり、いろんな場面でやっています。

このシン・子育てファミリー・サポート・センター自体が小倉北区のAIMにあるんですが、各区を出張の形で回って会員説明会というか、募集を同時にやったりといったような活動も行っているところでございます。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 立山委員。

○委員（立山幸子君） 何か難しい要件とかあるんですか。なりたいという方は、誰でもなれるような感じなんですかね。

○主査（伊藤淳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 特に要件はございませんで、ただ、活動に入る前に研修を受けていただくということになっております。5つの基本研修で約11時間分、それからその後、5つのステップアップ研修を10時間といったように、安全性の確保という意味で、事前研修を受けていただくということが条件となっております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 立山委員。

○委員（立山幸子君） ありがとうございます。

じゃあ、私の周りでも、そういう子育てとかを応援したいという方には、どんどん声をかけても大丈夫ということなんですかね。

○主査（伊藤淳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 ぜひともそうしていただくと、ありがたいと思っています。そういった意味で、今年度見直しを行いましたけれども、もともと利用料というのが1時間800円でございます。これを、利用する側も利用しやすいようにということで500円に引き下げまして、一方で、提供する側も、やっぱりやりがいを感じていただくという意味も含めて、1,000円に上げております。そういった意味で、今後、提供会員側も確保できればと考えてございます。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 立山委員。

○委員（立山幸子君） ありがとうございます。

あと、すみません。先ほどのこども誰でも通園なんですけど、北九州市は月に10時間ということでありました。福岡市は月に40時間ということだそうなんですけど、この大きな差は埋まらないんでしょうか。

○主査（伊藤淳一君） こども施設企画課長。

○こども施設企画課長 お答えいたします。

こども誰でも通園制度は、現在、国で令和8年度から本格実施ということで、先ほど申し上げ

げたとおりでございますが、国が標準的な事業の概要を、月に10時間という形で示されております。福岡市は、確かに市の独自施策で40時間ということをやっております。

まず、北九州市では、試行実施ということもございますので、今回試行実施において、まずニーズの把握、それから事業効果として、どれぐらいあるだろうかというのを確かめようとしております。令和7年度も、もちろんその引き続きでございますが、まずは10時間から、なるべく広い形で、委員が先ほどおっしゃいましたけど、八幡西区でも増やせればとは考えているんですが、そういう形で実施させてもらいたいと考えております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 立山委員。

○委員（立山幸子君） ありがとうございます。以上で終わります。

○主査（伊藤淳一君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） まず、母子健診の、3歳児健診の屈折検査の実施について、この実施方法についてお聞きいたします。

2点目が、放課後児童クラブの指導員の処遇改善につきまして、午前中からいろいろな御議論があっていますが、私が指導員の皆様と意見交換を行う中で、やっぱり一番大きいのは103万円の壁なんですね。103万円の壁、今国会で123万円という議論が進んでいるかと思うんですが、今回の処遇改善の中で、恐らく今年度こういった国の動きが決まった際には、よりもっと働ける環境をつくれるような市の対策というのを早急にしていただきたいと考えていますが、御見解をお聞かせいただきたいと思います。

あと、子ども食堂に関しまして、やはり春、夏、冬ですね、長期休暇の際に、居場所とともに食事の確保が必要であろうかと思っておりますので、先ほどホームページの深い場所とおっしゃっていましたが、長期休暇が始まる前にはもっと前面に出していただいて、皆さんこっちにおいでみたいな、ここに来れば大丈夫だよというのを、何か分かるような施策ができないか、お聞かせいただければと思います。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 3歳児健診における屈折検査の実施方法につきまして御回答いたします。

今3歳児健診は、ほかの健診と同様、個別健診で市内の医療機関、小児科医療機関を中心に実施しておりますが、既にもう屈折検査を実施している医療機関もございますので、実施している医療機関に対しまして、1件当たり690円、加算して検査を実施していただくことにしております。

そして、実際、屈折検査だけで視覚の異常の判定はできませんので、その後に、屈折検査で異常のあったお子さん、それから通常の視力検査で引っかかるお子さんについては、眼科医療機関65か所が、市内で精密医療機関として御協力いただくようになっていますので、そこに御紹介して、さらに詳しい検査を受けていただくというような実施方法を考えております。

実施時期につきましては、準備等もございますので、市医師会の登録医療機関の研修会などを経て、夏前ぐらいには開始をしたいと考えております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長 クラブの処遇改善ということで、103万円の壁がちょっと高くなる。高くなるといいますが、123万円。そうすると働き方も変わってくるんじゃないかというところで、それへの対応ということで、よろしかったでしょうか。

今回処遇改善ということで、3億2,900万円を計上させていただいております。これにつきましては、もともとは運営費込みであったものが、外出しではありますが、運営費自体はもうそのまんま、ほぼ同額で推移しておりますが、今回はこうやって、力を入れて上げさせていただいたものでございます。

漠然とした試算にはなりますが、恐らく単年で考えれば、何とかそれで働き方が変わったとして、要は、クラブからの申請の額が上がってくるとか、そういったところにも対応できるかなとは考えております。以上でございます。

すみません。大事なことを忘れておりました。

子ども食堂でございますが、もちろん開催すれば居場所ということで十分な機能があるかと思いますが、北九州市の子ども食堂につきましては、おおむね月1回とか、そういった頻度のところが多くございます。そう考えると、やっぱり常に子供がそこに寄って行ってというような形は、もちろん同じような子供が来られると伺っておりますが、もう少し開催回数が増えていけないといけないかなとは考えておるところです。

それとあと、ホームページ、すみません、深いところと申し上げましたが、入り口自体は子ども食堂ネットワーク北九州というので検索をしていただいたら、そこには行きます。まず、検索ワードで北九州子ども食堂と入れていただいたらですね。ただ、そこからさらに次の階層に、要は個別のページがございますので、ちょっとそこは手間というところで。ただ、それとは別に、もう少し分かりやすく、もっと積極的なPRということで考えていきたいと思っております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） ありがとうございます。

まず、3歳児健診の屈折機器を用いた目の精密検査の実施に当たりまして、令和3年に質問をさせていただきまして、もう本当に長い間しつこく聞きまして、執行部の皆様とともに、やはり個別健診を、もう本当に日本に誇れる3歳児健診の中で、さらにわがまを言っているというのは重々承知だったんですが、それを受けていただきました医師会の皆様、また、関係者の皆様に心より御礼を申し上げます。

本当に、未来の子供たちの目を少しでも守れるような環境になればと思っておりますので、引き続き私も、さらに勉強させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

放課後児童クラブの指導員の処遇改善、これ103万円の壁で、やっぱり皆さん調整されているそうなんです、これが少しでも、123万円という方向で今進んでいます、そこに人員確保が、長く働いていただけることによってプラス1名呼ばなくていいというのは、物すごい大きいみたいなんです。なので、これに対して、公明党もちょうど進めていますんで、他党的なことだけじゃないんですが、やっぱり103万円の壁に対しての放課後児童クラブに対しての声というのが、行くたびにそういったお声をいただいておりますので、今回少し改善されるということで、ぜひアンテナを高くしていただいて、働く環境が、人員確保の部分でもよりよくなると思っていますので、ぜひ、そのところの対応をよろしくお願いいたします。

それと、子ども食堂ですが、長期休暇の際に居場所として、夏ここに、月1回だから難しいというお声もちろんありますが、何かそういったこともできればなあと思っておりますので、また、よろしくお願いいたします。私から、以上です。

○主査（伊藤淳一君） 質疑はございませんか。ございませんか。いいですか。やない誠、柳井委員。

○委員（柳井誠君） よろしく申し上げます。

私は青少年対策の中で、午前中も議論がありました不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業について伺います。

事業の概要と令和6年に充実させる内容については、午前中議論もあって、紹介がされましたんで、そこは改善していただいて、私も大変うれしく思っているということだけ、お伝えしておきます。

ただ、定員が80名ですかね、おおむね70名ということで、卒1支援も15名ということで、それも来年度改善していくわけですが、その数にとどまっているという感想を持ちました。

それで、在学中の小・中学生の不登校の児童生徒の数というのは、教育委員会の局別審査でも、この数字は紹介いたしましたけど、令和6年10月で2,300人市内にいらっしゃって、それは平成24年の状態と比べると、約3.1倍になっているという大変な増え方で、たしかこれ、全国の平均の増え方よりも多いと紹介いたしました。

それで、この事業というのは、現在対象人数80人ですけども、いつから開始して推移してきたのかという点で、聞きたい点としては、不登校児童生徒の増え方に比べて対象人数や対応をもっと強めるべきではないだろうかという、提案も含めた質問です。

それともう一つが、これも午前中の質問と重なりますけども、YELLにおける支援です。

ひきこもりの人数については、対応している1,330人のうち229名が該当していて、そのうち半数、約111名が改善してきているということで、大事な成果だと思っております。ただし、全市の青年におけるひきこもりの数というのを把握されていないということで、恐らく小・中学生の数が増えているんで、ずっとこの数というのが、卒業が増えていきますので、全市的には数が増えているのではないかと思います。

そこで聞きたい点としては、YELLと北九州市子ども・若者支援地域協議会のネットワーク、これを両輪として支援を行っているという説明がありますので、実際の事業の運用について、どのような工夫をされているかというのを伺いたしたいと思います。以上2点。

○主査（伊藤淳一君） こども若者育成課長。

○こども若者育成課長 まず、不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業について、何年ぐらいから、それからどういった受入れ人数、利用人数、その推移について御質問いただきました。

これ始まったのは、平成28年からでございます。このときはモデル事業として、最初はスタートいたしまして、定員は年間10名、支援者9名、ここからスタートしております。

それから、3年目からモデル事業で、本事業といいますか、一般事業に移りまして、その時点で定員が20名。現在の80名体制になったのは令和3年からでございます。途中、20、20、40、80、80という形を増やしていったんですけども、幸か不幸か、今のところ、定員をオーバーするような事態にはなっておらず、利用の御希望の状況を見守りながら、適切に対応させていただいているという状況で理解をしております。

それで、感想をとということだったんですが、これも午前中ちょっと申し上げたんですが、不登校の皆さんは、全ての家庭の皆さんもしくは御本人も含めてですけど、にベストな政策かどうかというのは、若干疑問のところもありますので、いろいろな施策の中の一つという形で、こういった家庭に来て、いろいろなアドバイスを受けて自分を改善といいますか、御自分のもしくは御家庭の望むべき方向に一步進みたいという方に対して、積極的に受け入れていければいいのかなと考えてございます。

続きまして、YELLの話でございます。

YELLにつきましては、まずちょっと申し上げたいのは、YELLイコールひきこもり対策の施設ではございませんで、YELLと言えは、青少年の方々、おおむね15歳から上の方なんですけれども、その方々がいろんな不安に思うことであったり、それから御自分も、将来こんな方向に行きたいんだけどもということに対する、今現状とギャップを感じている方々に対して相談を受け付けて、なるべく御本人の望む方向に進んでいただけるような、そういう相談、アドバイスを行う機関でございまして、その一部として、ひきこもりの症状をお持ちの方も受け入れているという状況でございます。

現状で申しますと、今YELLで抱えているケースといいますか、要は継続して対応させていただいている方が1,330名いらっしゃって、その中のひきこもりレベルの高い方、具体的に言いますと自宅から外に出ることができない方、これが、今日午前中にも申し上げましたけども、229名ということで、約17%でございまして、ひきこもりもいろいろ概念がありますので、これが全てとは申しませんが、ほかの方々は家から出たりということが出来るような方々です。ですので、YELLはそういった意味で、ひきこもりも含めてになりますけども、目的

としてはそういう形で、御認識とそごがちょっとあるかもしれません。

その中で、地域協議会等々、ほかの団体との連絡につきましては、先ほど申し上げたように、関係機関で年4回のケース会議といいますか、情報交換会をやったり、それを基に各担当者、就労の部分であるとか、医療の部分であるとか、いろんな部分ですね、そういった部分の担当者との人間関係づくりというのを、継続的に何年もかけてやっておりますので、何かあったときには、例えばさっき、警察のサポートセンターもそうですけども、すぐに連絡、やり取りできる体制が取れております。ですので、そういった連携の中で今後も若者といいますか、青少年の方々の御希望に寄り添ったような対応を続けていけるのではないかと考えております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 柳井委員。

○委員（柳井誠君） 分かりました。

最初の不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業ですけども、確かにホームページの説明を読むと、進学希望先の体験訪問とか、あるいは卒業後の進学や就職、あるいは卒業を見据えた応援機関へのつなぎとか、卒業を見通せる子供が、親の希望もあって対象にされているんじゃないか。それでこういう数で充足しているんじゃないかと思えますけれども、実際の学校の子供たちは、全くひきこもり状態になっている場合は、出席認定がされないんで卒業に大きな支障が出るという子供も多数いらっしゃると思うんですね。そういう方たちについては、学校としても十分対応が取れないまま卒業して、高校生、大学生、社会人になっていくということだと思います。

今後ですけども。

○主査（伊藤淳一君） はい、時間が来ましたので、ここで質疑を打ち切ります。

質疑はございませんか。日本維新の会、有田委員。

○委員（有田絵里君） 日本維新の会の有田絵里です。20分という短い時間なので、早口になるかもしれないんですけども、一生懸命お話しさせていただきます。よろしくお願いします。それでは、幾つかございます。

まず、シン・子育てファミリー・サポート事業について。

こちらの資料に関しては、今年度、1時間の利用料金が1,000円から500円になったりとか、利用者側からは、値段が下がって頼みやすくなったというような、うれしいお声をいただいております。ありがとうございます。また、こちらのサービスについて、さらなる拡充していただけるということで、うれしく思っています。

そこで、拝見すると来年度の予算では、育休復帰前後のサポートの拡充として、職場復帰を控えた会員については、1年間利用料金を無償化すると書いてありましたけれども、この職場復帰を控えたとありますけれども、人によって職場復帰するタイミングってそれぞれだと思うんです。保育園、いつ入れるかとか、1年たってすぐに入れるわけでもないですしね。

ということで、今の表現ですと、職場復帰前から使えるということなんですが、いつからが、利用料金が無料で使えるという定義があるんでしょうか。教えてください。

また、1年間無料とありますけれども、1時間500円の利用料金が、丸1日無料が365日続くというような、年間24回無料ですよと書いていたんですけども、その上には1年間無料と書いておりましたので、どのようになっているのか、再度制度を細かく教えていただければと思います。

続きまして、独り親家庭で利用できるサービスについて。

ひとり親家庭等日常生活支援事業というのがございますけれども、独り親の方の就職などの自立活動だとか、病気などの一時的に支援を必要にしているときに、こちらは生活援助とか子育て支援を受けられるサービスになっているかと思うんですけども、小倉南区にこの支援員が、昨年末の時点ではいない状態と伺っていたんですけども、このサービスを小倉南区に住んでいる方は、使えていない状況ではないかと推察しています。このサービスの本市全体と小倉南区でのそれぞれの利用状況について、もし分かれば教えてください。

続きまして、昨年の市長質疑でも質問させていただきました産後ケアに対しての支援体制についてお伺いします。

昨年の9月議会で質問させていただきました産後ケア、この利用料金について、10月から半額になったということで、事業者や利用者の方から、利用しやすくなったからありがたいと、こちらもうれしいお声をいただいております。

一方で、多子世帯の利用については、子供を1人産んだ世帯と扱いが変わらないということでしたので、ぜひ現場のお声を聞いていただいて、今後、多子世帯に対してのサービスの充実を図ってほしいというような要望していたかと思うんですけども、今後どのようにお声を拾っていくか、あと、取組の検討などございましたら、その状況を教えていただければと思います。

続きまして、子ども食堂の予算の使い方についてです。

昨年、こちらも、日本維新の会の篠原研治元議員から、子ども食堂の補助金について、子ども食堂の食材や運営だけに関わらず、学習支援などにも幅広く使ってほしいと御質問させていただいたかと思います。子供たちの居場所をつくる観点から、ぜひ検討をということだったんですけども、その後、どのような検討がされたかなど教えていただければと思います。

続きまして、放課後児童クラブの長期休暇等利用者支援事業、こちらの事業も全市に拡大ということで要望させていただいております当事者としては、本当にうれしく思います。すごくありがたく感じております。以前は一つのクラブに対して、私も実際に自分でやってみようということで試してやっていたんですけども、近くのお弁当屋さんを探して、そこから配達してもらえようにするのもすごく苦労したので、この事業を全市にするということが、すごい大変だったと思うんですね。

ちなみに、令和6年度はモデル事業としてされていたと思うんですけども、夏休み期間中などの出席者、放課後児童クラブに来られた方に対して、お弁当を頼んでくれた利用率など、どうなったかなど分かれば教えてください。また、全市に広めてもいいと御判断いただいたその根拠ですね、何が理由となったかなどがあれば教えてください。また、この1,800万円という予算はどのように使われるのか、中身を詳しく教えていただければと思います。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 1点目、シン・子育てファミリー・サポート事業について、来年度に向けての拡充内容の具体的な中身ということでお答えいたします。

まず、育休復帰に当たって困り事として、送迎の不安や病児の預かりの不安の声があるということで、育休復帰前より試行的に送迎、預かりを利用してもらいたいという思いがございます。そういうことで期間といたしましては、育休復帰の2か月前から復帰後1年間、最大14か月程度というのを想定しております。

利用回数ですけども、復帰後1年間ということですけども、最大14か月の間に24回利用していただく。それが無料であるということで、1回当たり、今平均の利用時間というのが1.4時間というようなデータもございますので、2時間分を無料にしたいと考えてございます。

続きまして、ひとり親家庭等日常生活支援事業ということで、令和5年度の市全体の利用状況というのが、183回派遣をしてございます。ただ、区別に統計を取ってございませんので、小倉南区が何件というのは承知してございません。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 産後ケアの他市の方への対応についてのその後の検討状況です。

産後ケアにつきましては、利用料金も減額した関係で、非常に好調に伸びております。御質問いただいた回数などにつきましては、やはり産後ケア全体の見直しを、私どもはしないといけないかなと思っております。というのが、令和2年9月に開始しました事業で、この間に国も、対象者の考え方とかを次々と新しく変えてきているということもありまして、当初は育児不安を持っている方という限定的なものが、今その限定的なものが外れているということもございます。なので、全体的な産後ケアの当初設計した7回という利用回数というものの全体の見直しということも含めて、今後、課題感として持っております。

その中で、御質問いただいた双子とか三つ子を育てる多胎家庭につきましては、その見直しの中で検討していくことが必要だろうと思っておりますが、まずは一番、一緒に乳児を抱える、2人以上抱えるという状態の多胎児を育てる方につきましては、7回を超える利用の方がおられた場合、こちらに御連絡いただいて、状況を確認しながら回数を追加するというのも考えていきたいと考えています。なので、今すぐ回数を増やしますということまでは、できる状況ではないんですけども、7回超えそうな方につきましては、事業者を通じて御連絡いただき

まして、その方の状況を確認しながら回数についても、追加何回するのかというのは、今後事業所とも検討しながらなんですけれども、試行的にニーズ把握をするためにということで、今検討を進めているところです。

まだ、実際の回数とかというところまでは、今ここで御説明できる状況ではないんですけれども、もともと産後ケアが、産婦人科医療機関であるとか助産所など通常の業務をされている中で、空きベッドとか空き部屋を活用した事業でもございますので、市だけで進められるわけではないと思っておりますので、事業者との利用状況の確認などもしながら、全体の制度設計の中で、多胎児を育てる方ということの回数も検討していきたいと思っております。

そういった意味でもニーズ調査という意味で、7回超える方の対応についても検討して、その方の状況を見ながら、ほかの子育て支援サービスもございますので、本当に産後ケアでそのまま継続していくのがいいのか、それともほかの様々な事業がございますので、その方に合ったサービスというものを私たちも考えていかないといけない。そういった中での見直しも必要だと考えております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 居場所づくり担当課長。

○居場所づくり担当課長 まず、子ども食堂の予算の使い道ということで御説明したいと思います。

令和7年度も引き続き子ども食堂の開設支援事業ということで実施をさせていただくようになってございます。従前、市からの支援としましては、開設支援ということで1団体15万円、これは開設、立ち上げに際しての支援ということで、そのほか運営支援ということで、3年間ソフトの部分の支援、1年ごとに15万円ということでさせていただくと。

それで、先般議会でも篠原元議員から御質問いただきまして、学習支援ということで、確かに各子ども食堂でも、ちょっと子供の勉強を見てあげるとかそういったことに始まり、ちょっと本格的に参考書持ち出して教えてあげるような、そういった子ども食堂もいらっしゃるということなんで、新しく学習支援補助ということで、1団体3万円ということで予算計上しております。30団体程度を見込みで、合わせまして子ども食堂開設支援事業1,000万円、それで今計上させていただいておるところでございます。

放課後児童クラブの長期休暇等利用支援事業ですが、これは2事業、中に入っております、まず1つが早朝加算ということで、長期休暇中等の8時より早く開所する、そういったクラブに対して補助をするというような事業でございます。令和6年度は、早朝加算していたのが39だったんですが、令和7年度、今のところ把握する限り、60を超える団体からやりますということで、ただ、それでもまだ足りませんので、引き続き声かけはしていきたいと考えております。

それからもう一つは、委員もおっしゃったクラ弁でございます。これ令和6年度、モデル事業で実施しまして、実際夏季、冬季、13日間実施しております。それで注文割合ですが、7%

ということで、これを令和7年度なぜやるかと。やっぱり全体でまだ手探りのところがございました。それであと、小倉北区、小倉南区、八幡西区で試行ということでやらせていただいて、地区地区でニーズも違ったりする可能性もありますので、まずは全体でやらせていただくということで、子供の数で言いますと、登録児童数は恐らく1万3,000ぐらいになります。その方たちがたくさん使ってくれたら、ありがたいと考えております。仕組み自体は便利なので、これもしっかりPRして利用していただきたいと考えております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） 御丁寧にありがとうございました。

最初から行きたいと思います。シン・子育てファミリー・サポートです。

まず、こちらは育休復帰2か月前からということですね、育休復帰とありますけれども、それこそ保育園が決まらないとかあると思うんですけれども、保育園決まるのって、4月ぴったりにあったらいいですけれども、うちとかは8月に子供生まれていましたので、8月にぴったり復帰できるよというのも、7月の終わりとかにしか分からないと思うんですよ。

これ、どのタイミングになるんですか。

○主査（伊藤淳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 趣旨としましては、育休復帰の2か月前から利用できるよということで、保育所の入所の関係で決まらなければ、ちょっと延び延びになると思うんですけれども、そこは柔軟に対応したいと思っていますが、最大で24回の利用が無料ということなので、事前になかなか保育所入所が決まらなくて育休復帰できないけれども、事前に活用したいよということであれば、そこら辺は柔軟に対応したいと思っています。

ただ、いずれにしても、予算御承認いただいた後、詳細な制度設計というのは、これから詰めていきたいと考えております。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ありがとうございます。

24回というのは、イコール24時間という考え方でいいですか。

○主査（伊藤淳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 先ほど申し上げましたように最大24回で、1回当たり2時間分ということで考えておりますので、そういう意味では、48時間分ということでございます。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ありがとうございます。

細かい部分、1回に2時間とかそういうのが、やっぱり予算書に表記がなかったというところで、1年間無料というところで、何かそこがすごく飛び出て見えて、私、ぱっと見た感じがすと、いいほうを、やっぱりいいように捉えてしまうから。実際に制度設計確認したら、え

っ、1回2時間なのとか、1日まるっとじゃないのみたいな、それこそ一時保育的な利用でできないのとか、実際使ったことがない人からすれば、利用に関して、そこまで結構いろいろ縛りがあるんだというのが分からなかったんですね。

ぜひ、よかったら、これは誤解を受けないように、すごくいいサービスだと思っていますし、すごくいい内容で無料化していただいている部分だと思っています。ぜひ誤解が生まれないように、そういった表記の仕方をしていただきたいと思います。

1年間というのも、柔軟に御対応いただけるということなので、もうびったり1年間、1年単位というふうな意味合いではあるんだと思うんですけども、そういった柔軟に対応しているよということも含めて、しっかり伝わるように、やっぱり不安を抱えている親御さんたちなので、どこまで大丈夫なのかというのは、やっぱり表記している内容をしっかり見てからされたいと思いますし、真面目な方とかはそこをしっかりとれると思うので、ぜひ誤解のないような表記の仕方というのを、表とかにさせていただくとか、模索していただければなと思いましたので、ぜひそれは要望させていただきたいと思います。

あと、独り親家庭の支援の分ですね、すみません。ここでちょっと数字確認できなかったということだったので、また、後からでも結構です。分かれば教えていただければと思います。

というのも、市がサービスとして提供していますということなのに、実際申し込むと、小倉南区では利用できなかったみたいなことがあってしまっちは、やっぱりよろしくないと思うんですね、それだけ避けないといけないと思います。

ただ、私の周りのママさんたちに聞いてみて、じゃ、そういう家庭支援員というのが募集されているかどうかというのも、やっぱり知らない方が多いですね。さっき私、募集見てみたら、市政だよりにちらっと載っているとかがうらいにしかなかったんですね、どこで探せばいいんだろうって思いました。

それに対して、時給とかも特に載っていないですし、応募してどういうふうに働けるかとかも、想像が全くつかないような感じだったので、ぜひ、ここに関しましては市として、もし委託されているのであれば、そういった分かりやすい情報提供、募集の仕方とかも含めて、ちょっと強化していただけるようにしないといけないのかなと思いました。

○主査（伊藤淳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 今おっしゃっていただいたこの業務は、母子寡婦福祉会に委託しております。現在、家庭生活の支援員の登録者数が45名ということで、委員がお尋ねのこの中に小倉南区の方がいらっしゃるかいらないかというところまで、ちょっと把握できておりませんので、また、改めてお伝えしたいと思います。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） では、また、教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。すごく大事な内容だと思いましたので、御質問させていただきました。

あと、産後ケアに関して、ありがとうございます。まず、そもそも国の考え方がどんどん毎年変わっていく中で、今後、7回という回数に関しましても、昨年私も質問させていただきましたが、それも含めて御検討いただけるということで、前向きにお考えいただいていることが伝わりましたので、うれしいです。

多胎児家庭に関しましては、刻一刻と増えていきますし、今は多胎児でいらっしゃる御家庭も、7回という上が決まっていたら、やっぱりそこに合わせて使われると思うんですね。じゃ、この7回をどう使おうかって、やっぱり真面目に考えられる方は、1年間使いますよねって、じゃあもう、2か月に1回なのかなとかいろいろ検討されて、どんどん使うというような考え方ではないと思うんです。なので、実際に使われている方が、どれぐらい使いたいのとか、本当はどうしたいのとか、やっぱり要望の部分というのを、7回使った後どうしたいですかじゃなくって、実際どうしたいですかの部分が要望として上がってこない、分かりづらいのかなと思いますので、やっぱりその市民の声というのを拾っていただきたいというのが私の要望になりますので、そこをちょっと改めて御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

子ども食堂の予算の使い方、すごくうれしいです。ありがとうございます。3万円上げていただいたということで、実際私も、子ども食堂に何個か携わらせていただいています、やっぱり学習支援しているけれども、なかなかそういう教材とかも、そこから買えないということでお困りになっていた。ただ、やっぱり学習支援と食堂とを一緒にされたい。子供の居場所として、不登校だけでなく、そういった各家庭の状況に合わせて来やすい場所として、さらに子ども食堂がそういった勉強と一緒に教えられるってなったときに、なかなか家にいて勉強しない子供、学校に行けなくて勉強をなかなかしづらい状況という方も、子ども食堂に来たら学習支援してもらえて、そこで勉強のサイクルじゃないですけど癖がつくとか、何かそういうことというのはすごくプラスに働いていくと思いますし、ここに来たら楽しいとか、そういったプラスの効果が生まれると思いますので、新しくまた3万円追加になりましたというのは、このまま予算が通りましたら、ぜひ前面に出していただいて、そういった子ども食堂が増えればいいなと思いますので、ぜひぜひよろしくお願いいたします。

あとは、放課後児童クラブに関してですね。すみません、まさか13日間の間で7%という割合だったということは、私も実際やってみたときに感じたのは、希望者は多いけれども、実際の利用率につながらなかったという、そう感じていたこともありますので。ぜひ、今後広げていただきますように、よろしくお願いいたします。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 時間が来ました。

あと、1会派残っております。20分かかる予定ですので、3時回りますけども、休憩取らずに進めたいと思いますので、御協力お願いします。では、まるまる戸八会、小宮委員。

○委員（小宮良彦君） まるまる戸八会の小宮と申します。よろしくお願いいたします。

まずもって、子ども家庭局の皆様方におかれましては、私自身も2021年5月、戸畑区内で初めて子ども食堂の開設に携わらせていただきました。たくさんの御助言と御指導をいただきました。そして、子ども食堂ネットワーク北九州の先生方にも、いまだにたくさん御助言いただいています、本当にありがとうございます。これからは戸畑区内の子ども食堂、私が携わっているのは1か所ですけど、いろいろ御指導願いたいと思います。よろしくお願いします。

子ども食堂に関して、ほかの委員方がたくさん聞かれていますので、ちょっと違う質問させていたいただきたいと思います。

しつこいようですが、戸畑区内、子供の遊び場が、休日、祝日、室内での遊び場がない現状がずっと続いております。区民のお言葉もあります。私自身も今4歳の女の子の育児中でございます。現在も議員になってから、ほぼ妻に任せっ放しになって、申し訳ないなどは思っているんですけど、本当言って、夏でも外で遊べない状況、そして冬はもう北九州市、積雪を伴うような雪が降ることもあります。どうかこの戸畑区、本当に室内で子供が遊ぶところ、設置する検討を始めていただいてもよろしいでしょうか。それが第1点です。

2点目は、コムシティ内に子どもの館がございます。そして、小倉北区のA I Mの中に子どもの森、これは子ども家庭局管轄の子供の室内の遊び場ですが、平日と休日の利用者数を教えてください。

3点目が、母子保健医療費について。

私の娘も入院することがありまして、本当に助かる制度でございます。1つお伺いしたいのが食事代、課税世帯にとっては1食490円で、非課税世帯に対しては1食230円、これは90日まで、それを超えると、90日超えになると180円の負担になりますが、これ治療食、子供でもやっぱり食事によって治療食を食べる方とかいらっしゃいますが、その場合は、すみません、僕もかなり勉強したんですけど、分かりませんでした。それは、この医療費に含まれるんでしょうか。それとも食事代として上げられる。多分食事代として上げられるんじゃないでしょうかと僕は思うんですけど、ちょっとここをお伺いします。

最後1点、今月、戸畑区内でも病児保育が開設されました。先日、局長にもお会いしました。ありがとうございます。その際に、僕も勉強会するときもちょっとお伺いしたんですけど、病を抱えて病児保育に預けられる子供の気持ちを考えたら、やっぱりずっと心残りになります。私も看護師で、小児科の担当をすることもありました。お母さん、お父さん、そして御家族がついていないと子供は、やっぱり不安で、泣いてという状況です。

確かに病児保育は必要です。各企業とか会社、いろんな職場がありますが、生産量が落ちたり、労働人口が減ったり、その時間帯に、また、人を入れなくてはいけないといういろんな問題がありますが、ここは病児保育をやめてくださいということじゃなくて、推し進める気持ちにはありますが、ひとつ勇気を持って子供を病児保育に預ける、働いている会社にビラでも何でも送る。嫌みになるかもしれませんが、これは。子供のことを考えれば、お母さん、お父さんに

身近にいてもらいたい。私は、幸いに勤めておった医療法人は、子供が熱がある、私は男ですが、やっぱり理解があって休ませてくれました。そういう企業の努力も必要かと思いますが、今後、子ども家庭局としてはどのような、その辺の対策をお考えになるか。その4点、お答えいただきたいと思います。

○主査（伊藤淳一君） 総務企画課長。

○総務企画課長 戸畑区に、特に休日等で室内で遊べる施設をといてところでございます。

現在、市レベルの子育て支援施設といたしましては、子どもの館、八幡西区のコムシティですね、A I Mにある子育てふれあい交流プラザを設置し、市内外から多くの親子連れの方に御来場いただいているところでございます。また、区レベルでは、子育て世代の交流の場として、区役所等で親子ふれあいルームを運営しております。さらにまた、地域レベルでは、市民センターなどで活動する育児サークル等に対し、活動支援を行っているところでございます。

また、これに加えて、令和6年度から身近な子供の居場所を充実させることを目的に、わいわい市民センターの取組を全区で開始しているところでございます。この取組につきましては、市民センターのホール等を定期的に開放するなどして子供が遊び、集えるスペースを提供するもので、今年2月時点で34の市民センターが実施しており、今後も拡大することとしております。

委員御提案の点につきましては、なかなか難しい点もございます。今、御紹介した施設等を利用いただけたらと考えております。

また、先ほどのコムシティの子どもの館、それから子育てふれあい交流プラザの休日と平日の利用人数ということで御質問いただいたんですが、その数字がちょっと手元ございませんので、調べ次第、またお伝えしたいと思います。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） こども政策推進担当課長。

○こども政策推進担当課長 病児保育に関連して、企業への働きかけの観点について御説明させていただきます。

一昨年、こどもまんなかc i t y宣言というのを行いまして、それぞれ参加いただいた方から、こどもまんなかアクションというのを発表していただいたんですが、その中で商工会議所がこどもまんなかワークスタイルということで、子供を理由として休める、早く帰れるとか、そういった働き方を推進していくというような宣言をしていただいております。

そういったこともございますので、これからも様々な団体と連携して、働きやすい、仕事と子育てを両立しやすいような環境づくりというのを進めていきたいと思っております。以上です。

○主査（伊藤淳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 3点目の御質問で、母子保健医療とおっしゃいましたが、子ども医療の食事代負担ということでよろしいでしょうか。ということでございましたら、基本的

に、本市だけでなくどこの都市におきましても、子ども医療費支給制度につきましては、保険診療について自己負担部分を補助する制度ということで、食事代は対象外、例えば、差額ベッド代であったりとかおむつ代とかも対象外なんですけれども、今委員のおっしゃられた治療食ですか、については、ちょっと今手元の資料で対象かどうかというのは分からないので、また、改めてお伝えしたいと思います。以上でございます。

○主査（伊藤淳一君） 小宮良彦委員。

○委員（小宮良彦君） 御丁寧に御答弁ありがとうございました。

戸畑区内の休日、祝日の子供の遊び場、今御答弁いただいたその施設でそういうお声があったので、ぜひとも、なかなか難しいと思うんですけど、市民センターの子育て広場とか、そこに僕かなり行って、お声をいただきました。黒崎、小倉へ行くこともあります。そして、北九州市の行政レベルじゃないですけど、ボートレース若松の中、小倉競馬場とか、遊び場設置箇所があるんですけど、戸畑区はないんですよ。市民センターとか今おっしゃられたんですけど、そこで声をいただいて、僕ここで言わせていただいています。検討するだけでもいいので、ちょっと考えていただきたいと思います。

コムシティと子どもの館、今平日と休日の利用人数お伺いしましたが、ちょっと御返答ないみたいなので、後ほどいただきたいんですけど、ありますか。

○主査（伊藤淳一君） 総務企画課長。

○総務企画課長 今手元に数字がございませんので、また、後ほど御準備したいと思います。

○主査（伊藤淳一君） 小宮良彦委員。

○委員（小宮良彦君） 実際私が子供を連れて、この両施設行ってみたら、平日物すごく少なくて、休日は物すごく多い。コロナ禍も私、子供が小さかったんですけど、利用させていたんですけど、そのときでも、休日はやっぱり多くて、平日はがらがらという感じですね。

利用料金が変わらない、一定料金ですね。もしあれだと、今もう働き方改革とか推進されていますし、私看護師だったので平日休みが多かったんですよ。幸いに少ないところで遊べる。そういう感じなんですけど、できたら平日と休日の利用料金を変えて、平日の利用を増やしたり、そういうお考えをして、もっとこれ、いい場所なので使っていただくように御検討していただけたら、うれしいなと感じます。戸畑区にもつくってほしいんですけど。

次、すみません。食事代のことは、ありがとうございました。

最後の病児保育のことなんですけど、苦しい御答弁とは思いますが、これ本当に僕、看護師で小児の子供たちを見るときに、夜中でも1人にいる子は泣いたり、本当に苦しい。ただ、今病児保育というのは、お母さんが仕事があって、それなりの立場や会社の中でいろんな働き方があるので、預けないといけないという状況の中、今こうやって病児保育ができていますが、ぜひとも、私も子供がもしそうなったら、幸いに勤め先に理解があったので、休んでいい

よ、もう仕事はいいからという感じになったんですけど、どうか休めるような、こどもまんなかcityと打ち出しています。商工会議所のみならずほかの各種団体、近くにいましょうというような、なかなかいろんな難しい家庭環境もありますが、促していただきたいと思います。今後、病児保育が増えることはいいことなんですけど、その辺のことも十分考えて、一緒に考えさせてください。もう3時過ぎたので、ありがとうございました。

○主査（伊藤淳一君） 以上ですか。ほかにないですか。

なければ、以上で本日の議案の審査を終わります。

次回は3月21日金曜日午後1時から第6委員会室で市長質疑を行います。ついては、質疑項目を本日の午後4時までに事務局へ提出されるようお願いいたします。

本日は以上で閉会いたします。

令和7年度予算特別委員会 第2分科会 主査 伊藤 淳一 ㊟

副主査 小宮 けい子 ㊟